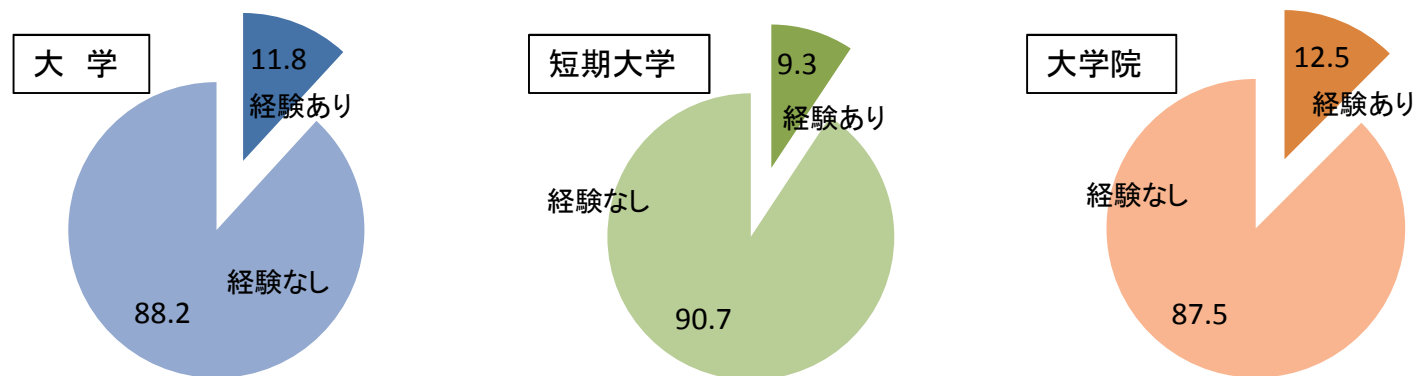


7. 高等教育機関における産学連携による 職業教育等の状況

大学生のインターンシップ参加状況について

学生のインターンシップ参加状況(平成26年度)



単位: %

【出典】日本学生支援機構「学生に対するインターンシップ実施状況調査(平成26年度)」

単位認定を行うインターンシップの実施期間別参加学生構成比(平成25年度)

単位: %		1週間未満	1週間～ 3週間未満	3週間以上
大学院	資格取得に関係なし	14.6	53.1	31.9
	資格取得に関係あり	8.4	29.8	61.3
大学	資格取得に関係なし	25.3	61.0	13.2
	資格取得に関係あり	15.7	49.1	34.2
短期大学	資格取得に関係なし	29.5	58.0	12.5
	資格取得に関係あり	8.2	71.9	19.3
高専	資格取得に関係なし	35.3	59.0	5.3
	資格取得に関係あり	0.0	0.0	0.0

(注)四捨五入の関係で数値の合計が100%にならない場合がある。

【出典】日本学生支援機構「大学等における平成24年度及び平成25年度のインターンシップ実施状況について」

「職業実践力育成プログラム」認定制度について(概要)

平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

(社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実)

- 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。

提言を受け、有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた**実践的・専門的なプログラム**を「**職業実践力育成プログラム**」として文部科学大臣が認定

【目的】

プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校における**正規課程及び履修証明プログラム**
- **対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表**
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上を以下のいくつかの教育方法による授業で占めている
 - ①**実務家教員や実務家による授業** ②**双方向若しくは多方向に行われる討論**
 - ③**実地での体験活動** ④**企業等と連携した授業**
- 受講者の成績評価を実施 ○ 自己点検・評価を実施し、結果を公表
- **教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築**
- 週末開講等、**社会人が受講しやすい工夫の整備**

認定により、①**社会人の学び直す選択肢の可視化**、②**大学等におけるプログラムの魅力向上**、③**企業等の理解増進**を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進

「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について

経緯

平成23年1月: 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

平成25年3月～7月(7月12日に報告書とりまとめ): 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」で「職業実践専門課程」の検討

先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

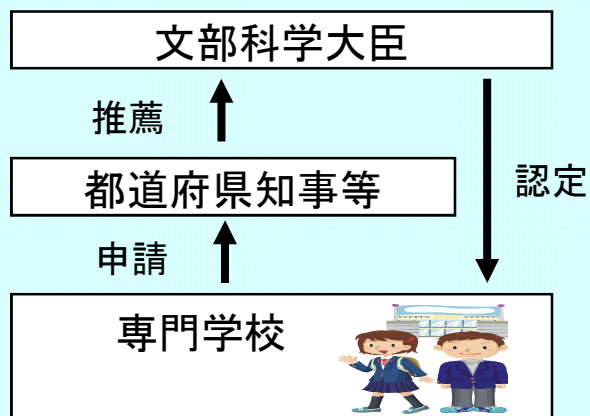
平成25年8月30日:

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

平成26年3月31日:

「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート。(673校、2,042学科(平成27年2月17日現在))

認定要件等



【認定要件】

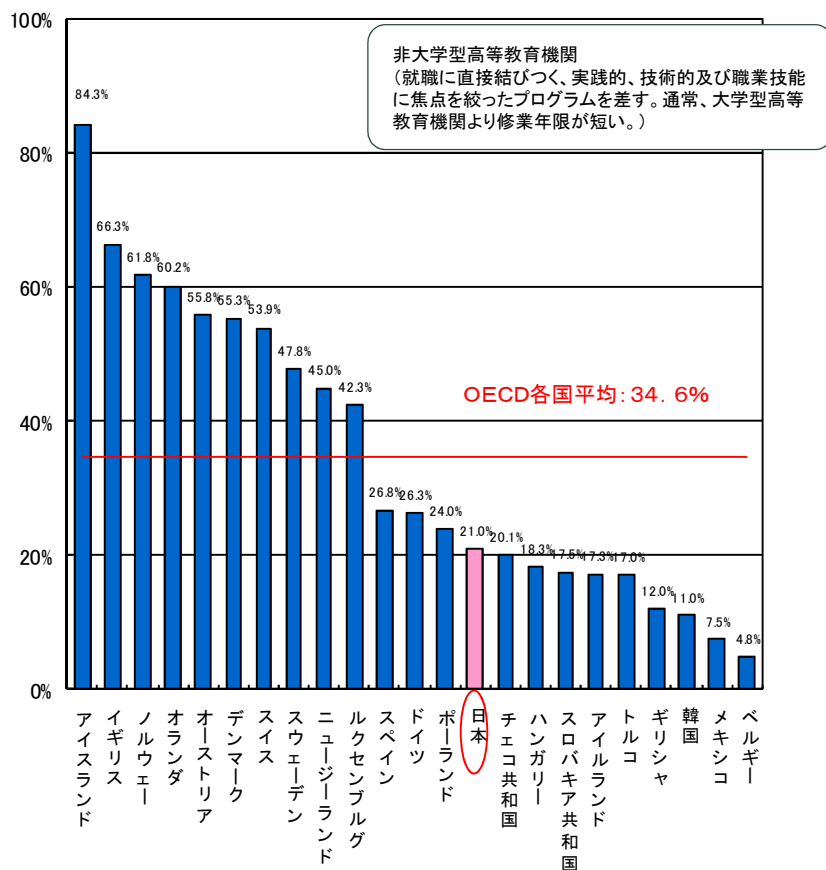
- 修業年限が**2年**以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 総授業時数が**1700時間**以上または総単位数が**62単位**以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施

高等教育機関への進学における25歳以上の入学者の割合（国際比較）

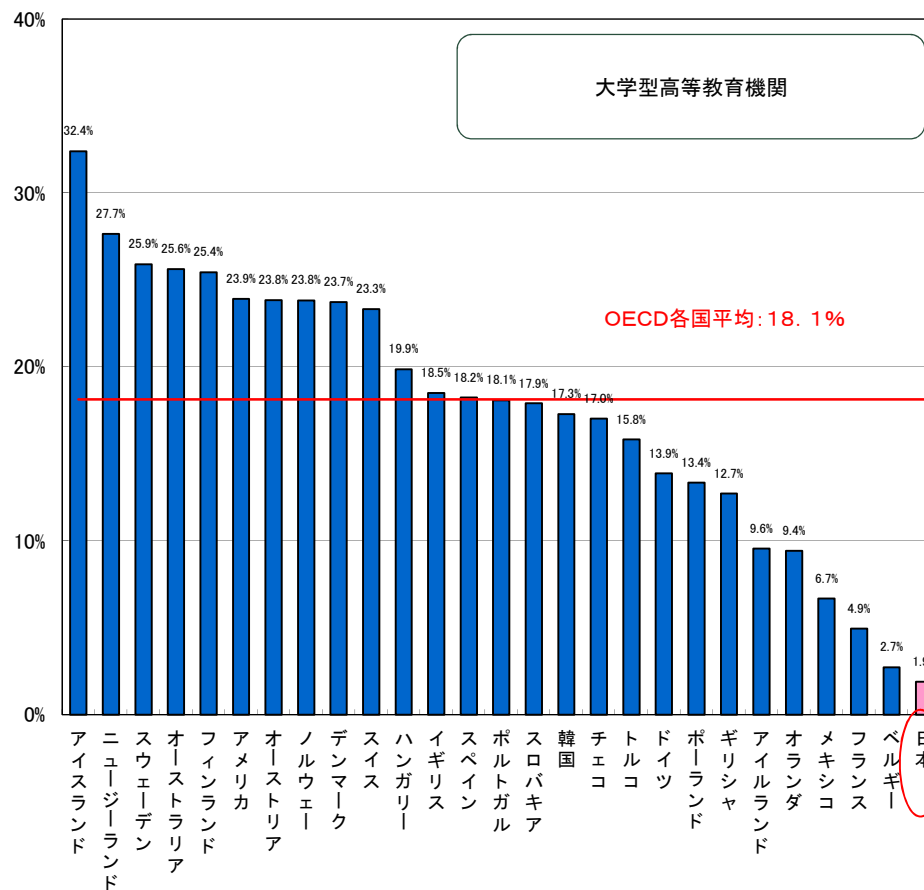
就業を目的とする高等教育機関への入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約3.5割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は約21%と低い。

大学入学者のうち25歳以上の割合は、OECD各国平均約2割に達し、社会人学生も相当数含まれる一方、日本人の社会人学生比率は1.9%と低い。

25歳以上の入学者の割合の国際比較（2012年）



出典: 非大学型高等教育機関
「OECD Stat Extracts (2012)」(日本の数値は「学校基本統計」及び文部科学省調べによる社会人入学生数(短期大学及び専修学校(専門課程))



出典: 大学型高等教育機関
「OECD Stat Extracts (2012)」(日本の数値は「学校基本統計」と文部科学省調べによる社会人入学生数(4年制大学))

8. 各学校種における設置基準等の比較

各学校種における設置基準等の比較

	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践専門課程
目的	学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと。	学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること。	学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること。	深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成すること。	深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること。	職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること。 ①修業年限が1年以上 ②授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。 ③教育を受ける者が常時40人以上であること。	職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの
	目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。				目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	—	
修業年限	・2年または1年以上2年未満の期間(後者は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合) (法科大学院は3年、教職大学院は2年) ※教育上の必要があると認められるときは特例がある。	(修士課程) ・2年または1年以上2年未満の期間(後者は、主として実務経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要ある場合) (博士課程) ・5年または3年の期間(後者は、教育研究上の必要がある場合) ※教育研究上の必要があると認められるときは特例がある。	・4年 (医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものまたは獣医学を履修する課程は6年)	・2年または3年	・5年 (商船に関する学科は5年6ヶ月)	・1年以上	・2年以上
学位・称号	【学位】 修士(専門職)等	【学位】 修士又は博士	【学位】 学士	【学位】 短期大学士	【称号】 準学士	【称号】 ・専門士:2年以上、 1,700時間以上等 ・高度専門士:4年以上、 3,400時間以上等	
教育課程	・体系的に教育課程を編成するものとする ・事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮	・体系的に教育課程を編成するものとする ・高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、基礎的素養を涵養するよう適切に配慮	・体系的に教育課程を編成するものとする ・専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮		・体系的に教育課程を編成するものとする	・高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度においてふさわしい授業科目を開設 ・豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮	・教育課程編成委員会(専攻分野に関する企業の役員等)による組織を設置して教育課程を編成 ・企業等と連携した実習・演習等を実施

	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
単位	大学設置基準の規程を準用。	大学設置基準の規程を準用。	<p>・各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>・単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて大学が定める時間の授業を1単位とする。</p> <p>-講義及び演習: 15~30時間 -実験、実習及び実技: 30~45時間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間) - 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、大学が定める時間。</p> <p>・卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>・各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。</p> <p>・単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて短期大学が定める時間の授業を1単位とする。</p> <p>-講義及び演習: 15~30時間 -実験、実習及び実技: 30~45時間 間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間。) - 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、短期大学が定める時間。</p> <p>・卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>・各授業科目の単位数は、30単位時間(1単位時間は、標準50分とする。)の履修を1単位として計算するものとする。</p> <p>・前項の規定にかかわらず、高等専門学校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて高等専門学校が定める時間の授業を1単位とする。</p> <p>-講義及び演習: 15~30時間 -実験、実習及び実技: 30~45時間 間 - 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、高等専門学校が定める時間。</p> <p>・卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>・単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。</p> <p>・専門課程における授業科目について単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、以下の基準に基づいて専修学校が定める時間の授業を1単位とする。</p> <p>-講義及び演習: 15~30時間 -実験、実習及び実技: 30~45時間 間 (ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間。) - 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、専修学校が定める時間。</p> <p>・卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p> <p>※時間制による学科における各授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、単位制の場合と同様に、45時間の学修を1単位とすることを標準としている。</p>	

	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
教員組織	<p>[教員組織] ・専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員を置くものとする。</p>	<p>[教員組織] ・大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p>	<p>[教員組織] ・大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>[授業科目の担当] ・教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させる ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる</p>	<p>[教員組織] ・短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。</p> <p>[授業科目の担当] ・教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させる ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させる</p>	<p>[教員組織] ・高等専門学校には、学科の種類及び学級数に応じ、各授業科目を教授するために必要な相当数の教員(助手を除く。次項及び第三項において同じ。)を置かなければならない。</p> <p>・専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数は、一般科目を担当する専任教員数と専門科目を担当する専任教員数との合計数の二分の一を下つてはならない。</p> <p>・高等専門学校は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p> <p>※ 一学級の学生数は、四十人を標準とする。</p>	<p>[教育上の基本組織] ・専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。</p> <p>・課程の目的に応じた分野の区分ごとに基本組織を置く</p> <p>・基本組織には教育上必要な教員組織その他を備えなければならない</p> <p>・必置教員数の半数以上は、専任の教員でなければならない。</p> <p>※ 一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。</p>	

	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
教員資格 (主なもの)	<p>大学設置基準の教授等の資格要件に加え、研究指導教員の資格要件は以下の通り。</p> <p>【教員】 専門職大学院には、前頁に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者</p> <p>二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者</p> <p>三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>※実務経験に関する要件</p> <p>専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。(法科大学院はおおむね二割以上、教職大学院はおおむね四割以上)</p>	<p>大学設置基準の教授等の資格要件に加え、研究指導教員の資格要件は以下の通り。</p> <p>【教員】 大学院には、前頁に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関する指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者</p> <p>二 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者</p> <p>イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者</p> <p>ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者</p> <p>ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者</p> <p>六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際の技術の修得を主とする分野にあつては実際の技術に秀でていと認められる者</p> <p>五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者</p> <p>七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者</p> <p>二 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業績を有する者</p> <p>三 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者</p> <p>五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p> <p>六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者</p>	<p>【教員】 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。</p> <p>一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等(以下「学校、研究所等」という。)においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</p> <p>二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者</p> <p>三 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者</p> <p>四 修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位を有する者</p> <p>五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者</p> <p>六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者</p>	<p>専修学校(専門課程)の資格要件に加え、職業実践専門課程については、課程認定にあたり、以下の要件が課される。</p> <p>企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。</p>

	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
教員数 (注1) (収容定員200人のケース) (注2)	13人(人文社会科学系) ～19人(自然科学系)以上 ※医学、歯学は除く。 専任教員の数を合計した数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。(法科大学院はおおむね2割以上、教職大学院はおおむね4割以上)	15人(文学、教育学・保育学関係) ～22人(理学、工学関係) ※修士課程 ※医学、歯学、獣医学、薬学は除く。	17人(文学、教育学・保育学関係:うち3人は兼任可)～ 21人(理学、工学、農学関係等:うち1人は兼任可)以上 ※医学、歯学、獣医学、薬学の一部は除く。	8人(文学、家政関係)～11人(教育学、保育学、体育関係等)以上	18人以上 (一般科目担当10人、専門科目担当8人)	6人以上	
校地 (収容定員200人のケース)		大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。	2,000㎡	2,000㎡	2,000㎡	校舎等を保有するに必要な面積の校地	
校舎 (収容定員200人のケース) (注2)	専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められる校地・校舎	※特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。	2,644㎡～5,289㎡以上 ※医学、歯学は除く。 ※体育館、講堂、附属施設等の面積を含まない。	1,900㎡～2,500㎡以上 ※講堂、附属施設等の面積を含まない。	3,306㎡以上	600㎡(商業実務、服飾・家政、文化・教養)～740㎡(工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉)以上	
運動場、 図書館、 研究室、 保健室等の 設備	△ (専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする)	△ (大学院には、教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。また、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるとともに、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えるものとする。)		○		△ (専修学校は、校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室(講義室、演習室、実習室等)、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならないとともに、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。また、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。)	

(注1)教員数は専任教員の数を示す。ただし専修学校は、半数以上が専任教員。
(注2)短期大学については、入学定員100人のケース。高等専門学校については、入学定員40人のケース。

	専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践 専門課程
自己評価・ 第三者評価	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価(義務) ・認証評価(機関別)(義務) ・認証評価(分野別)(義務) 				<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価(義務) ・認証評価(機関別)(義務) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価(義務) ・学校関係者評価(努力義務) 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等が参加する学校関係者評価も義務。
所轄庁	文部科学大臣					都道府県知事(国公立を除く)	(文部科学大臣認定)
学校数	122校	623校	781校	352校	57校	2,814校	673校
設置認可	文部科学大臣による設置認可					都道府県知事による設置認可 (国公立を除く)	文部科学大臣 認定
設置者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・国 ・地方公共団体 ・学校法人 					<ul style="list-style-type: none"> ・国 ・地方公共団体 ・経営に必要な経済的基礎を有すること ・設置者(法人の場合は経営担当役員)が経営に必要な知識又は経験を有すること ・設置者が社会的信望を有すること 	

9. 我が国の高等教育機関における教員 の実態と諸外国の教員資格要件

各高等教育機関における本務教員の学歴構成

単位：%

区分 (H25年度)	学歴								
	計	大学院			大学 (学部)	旧制 大学	外国の 大学	短期 大学	その他
		専門職 学位課程	博士課程	修士課程					
大学	100.0	0.3	51.7	22.7	19.7	0.0	4.6	0.3	0.7
短期 大学	100.0	0.1	23.4	34.8	27.8	0.0	2.7	6.8	4.4
高等 専門 学校	100.0	0.1	56.7	31.7	8.4	-	1.2	1.0	0.9

区分 (H25年 度)	計	大学院			大学 (学部)	旧制 大学	外国の 大学	短期 大学	専修 学校	各種 学校	旧制 高校	その他
		専門職 学位課程	博士課程	修士課 程								
専修学校 (参考)	100.0	0.2	2.2	7.6	34.6	0.0	0.6	7.0	41.2	1.7	0.1	4.8

※「博士課程修了者」は、学位論文の審査及び最終試験に合格していない場合でも、所定の年限を在学し、所定の単位を修得したと認定された者を含む
 ※専修学校には、専門課程のほか、一般課程及び高等課程が含まれているため参考値

新規採用された大学等教員(他の大学からの転入者を除く)のうち、 民間企業等の職を前職とする者の割合(学歴別)

大学		出身別					
		総計	うち、民間企業等出身者			うち、臨床医等出身者	
			民間企業	官公庁	自営業		
最終学歴別	総計	11,314人 (100%)	1,545人 (13.7%)	1,004人 (8.9%)	424人 (3.7%)	117人 (1.0%)	3,205人 (28.3%)
	大学院 (博士)	5,243人 (46.3%)	443人 (3.9%)	301人 (2.7%)	115人 (1.0%)	27人 (0.2%)	1,065人 (9.4%)
	大学院 (修士)	1,836人 (16.2%)	438人 (3.9%)	304人 (2.7%)	109人 (1.0%)	25人 (0.2%)	103人 (0.9%)
	大学 (学部)	3,445人 (30.4%)	513人 (4.5%)	309人 (2.7%)	158人 (1.4%)	46人 (0.4%)	2,017人 (17.8%)
	その他	790人 (7.0%)	151人 (1.3%)	90人 (0.8%)	42人 (0.4%)	19人 (0.2%)	20人 (0.2%)

※出身には表中に記載のあるもののほか、新規学卒者、研究所等のポストドクター、高校以下の教員、専修・各種学校の教員等がある。
 ※四捨五入の関係から、各項目の割合の合計が総計等の数値と一致しない場合がある。
 ※修士には、専門職学位を含む。その他は、外国の大学や短期大学、旧制諸学校等を指す。

短期 大学		出身別					
		総計	うち、民間企業等出身者			うち、臨床医等出身者	
			民間企業	官公庁	自営業		
最終学歴別	総計	541人 (100%)	153人 (28.3%)	101人 (18.7%)	40人 (7.4%)	12人 (2.2%)	9人 (1.7%)
	大学院 (博士)	96人 (17.7%)	15人 (2.8%)	9人 (1.7%)	3人 (0.6%)	3人 (0.6%)	1人 (0.2%)
	大学院 (修士)	180人 (33.3%)	41人 (7.6%)	27人 (5.0%)	13人 (2.4%)	1人 (0.2%)	1人 (0.2%)
	大学 (学部)	155人 (28.7%)	53人 (9.8%)	36人 (6.7%)	13人 (2.4%)	4人 (0.7%)	5人 (0.9%)
	その他	110人 (20.3%)	44人 (8.1%)	29人 (5.4%)	11人 (2.0%)	4人 (0.7%)	2人 (0.4%)

高等専門 学校		出身別					
		総計	うち、民間企業等出身者			うち、臨床医等出身者	
			民間企業	官公庁	自営業		
最終学歴別	総計	193人 (100%)	49人 (25.4%)	39人 (20.2%)	5人 (2.6%)	5人 (2.6%)	-
	大学院 (博士)	136人 (70.5%)	31人 (16.1%)	24人 (12.4%)	4人 (2.1%)	3人 (1.6%)	-
	大学院 (修士)	31人 (16.1%)	9人 (4.7%)	8人 (4.1%)	-	1人 (0.5%)	-
	大学 (学部)	14人 (7.3%)	5人 (2.6%)	3人 (1.6%)	1人 (0.5%)	1人 (0.5%)	-
	その他	12人 (6.2%)	4人 (2.1%)	4人 (2.1%)	-	-	-

※出身には表中に記載のあるもののほか、新規学卒者、研究所等のポストドクター、高校以下の教員、専修・各種学校の教員等がある。

※四捨五入の関係から、各項目の割合の合計が総計等の数値と一致しない場合がある。

※修士には、専門職学位を含む。その他は、外国の大学や短期大学、旧制諸学校等を指す。

【出典】平成25年度「学校教員統計調査」⁷⁹

大学の設置認可における実務家教員について

25 教員個人調書 教育研究業績書
(3)「教育上の能力に関する事項」及び
「職務上の実績に関する事項」の欄について

④「教育上の能力に関する事項」の例

(中略)

エ「4 実務家の経験を有する者についての
特記事項」

- 大学から受け入れた実習生等に対する指導
- 日本薬剤師センター等の職能団体の依頼による研修指導等
- 訴訟・審判・監査・与信・企業提携・研究開発等の専門的な実務に関する教育・研修
- 大学の公開講座や社会教育講座における講師、シンポジウムにおける講演等

オ「5 その他」

- 大学教育に関する団体等における活動、教育実績に対する表彰等
- 国家試験問題の作成等

⑤「職務上の実績に関する事項」の例

ア「1 資格、免許」

- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、教員等の資格で担当予定授業科目に関連するもの

イ「2 特許等」

- 特許、実用新案等で担当予定授業科目に関連するもの

ウ「3 実務家の経験を有する者についての特記事項」
の例

- 大学との共同研究
- 訴訟・審判・監査・与信・企業提携・研究開発等の担当実績
- 各種審議会・行政委員会、各種ADR等の委員
- 行政機関における調査官等
- 研究会・ワークショップ等での報告や症例発表
- 調査研究、留学、海外事情調査等
- 上記を裏付ける報告書、手引き書、マニュアル、雑誌等

エ「4 その他」

- 職能団体等からの実務家としての卓越性に関する評価・推薦等
- 論文の引用実績等

各高等教育機関における教員資格(主なもの)

専門職大学院	大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校(専門課程)	職業実践専門課程
<p>大学設置基準の教授等の資格要件に加え、研究指導教員の資格要件は以下の通り。</p> <p>【教員】 専門職大学院には、前頁に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>※実務経験に関する要件 専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。 (法科大学院はおおむね二割以上、教職大学院はおおむね四割以上)</p>	<p>大学設置基準の教授等の資格要件に加え、研究指導教員の資格要件は以下の通り。</p> <p>【教員】 大学院には、前頁に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。</p> <p>一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 二 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でてしていると認められる者 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際の技術の修得を主とする分野にあつては実務的な技術に秀でてしていると認められる者 五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者 七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>	<p>【教授】 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者 二 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者 三 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者 五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者 六 前各号に掲げる者と同程度の能力を有すると文部科学大臣が認めた者</p>	<p>【教員】 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。</p> <p>一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等(以下「学校、研究所等」という。)においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者 三 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 四 修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位を有する者 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 六 その他前各号に掲げる者と同程度の能力があると認められる者</p>	<p>専修学校(専門課程)の資格要件に加え、職業実践専門課程については、課程認定にあたり、以下の要件が課される。</p> <p>企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。</p>

大学・短期大学の教授、准教授、助教及び講師の資格

	大 学	短期大学
学校教育法	第92条 ⑥ 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 ⑦ 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 ⑧ 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。 ⑩ 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。	
大学設置基準・短期大学設置基準 赤字：すべての教員に求められる要件 青字：各号のいずれかの該当を求められる要件	【教育上の能力】 教授・准教授・助教本文 大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者 講師二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者	【教育上の能力】 教授・准教授・助教本文 短期大学における教育を担当するにふさわしい… [以下同左] 講師二 特定分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい… [以下同左]
	【学位と研究業績・専門職学位と実務業績】 教授一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者 教授二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 教授三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 准教授三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者 助教二 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者 助手一 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者 助手二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者 准教授四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者	【学位と研究業績・専門職学位と実務業績】 教授一 [同左] 教授二 [同左] 教授三 [同左] 准教授三 [同左] 助教二 [同左] 助手一 [同左] 助手二 [同左] 教授六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者
	【教育等実績】 教授四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 准教授二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者	【教育等実績】 教授五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において… [以下同左] 准教授二 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において… [以下同左]
	【技能・技術】 教授五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者	【技能・技術】 教授四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際の技術の修得を主とする分野にあつては実際の技術に秀でていると認められる者
	【知識・経験】 教授六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者 准教授五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者 助教三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者	【知識・経験】 教授七 特定分野について、… [以下同左] 准教授四 特定分野について、… [以下同左] 助教三 特定分野について、… [以下同左]

諸外国の高等教育機関における教員資格について

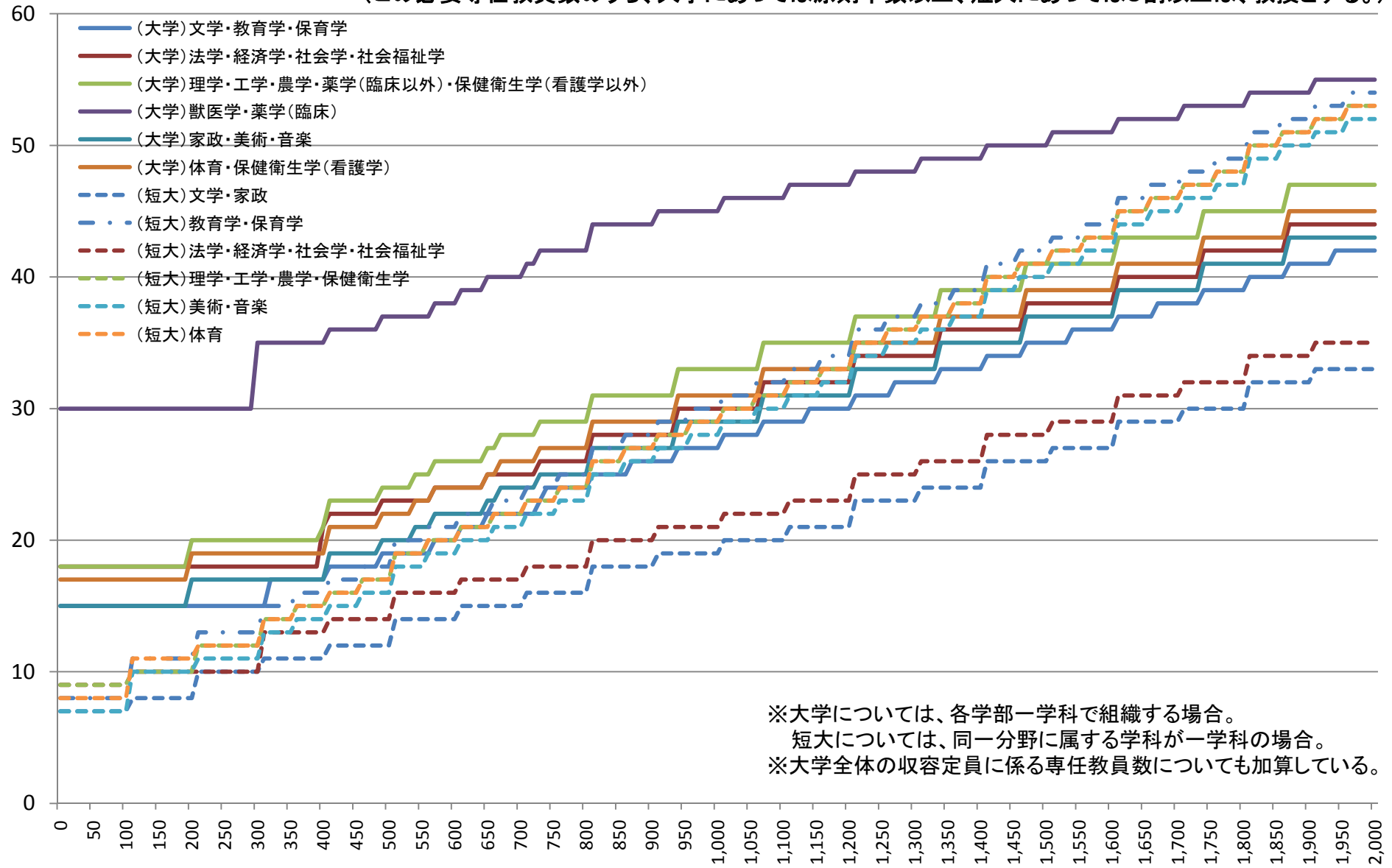
アメリカ合衆国	2年制大学	<ul style="list-style-type: none"> ○上級学位につながる課程の教員: 修士以上の学位 ○職業・技術教育課程の教員: 学士又は準学士取得と数年の実務経験
	4年制大学	・博士の取得
イギリス		教員資格について法令上の規定はない。一般にPhD取得者。
ドイツ	専門大学 Fachhochschule	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教授 <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育修了 ・教育的適性 ・学術的な活動等のための特別な能力(通常は博士号取得によって証明) ・場合により, 学術又は芸術における補足的な業績, 科学的な知識や複数年の職業実践での方法論を応用又は発展させる特別な業績 ○ 準教授 <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育修了 ・教育的適性 ・学術的な活動等のための特別な能力(通常は博士号取得によって証明)
	総合大学 Universität	
フィンランド	専門大学 (AMK)	<ul style="list-style-type: none"> ○主任講師 <ul style="list-style-type: none"> ・博士号(若しくはライセンス学位) ・当該分野における3年以上の職務経験 ・教職課程の履修 ○講師 <ul style="list-style-type: none"> ・修士号 ・当該分野における3年以上の職務経験 ・教職課程の履修 <p style="text-align: right;">※ 2015年にAMK法が全面改正</p>
	大学	<p>大学の自律性を尊重する立場から、教員資格に関する国レベルの規定はない。多くの場合、各大学が学則等において職階別に規定している。</p> <p>例えば、ヘルシンキ大学では、教授に対しては、出版やイノベーションなどの研究業績、教育経験や教材の作成などの教育業績、リーダーシップ、学会における活動、外部資金の獲得、国際的な活動などを資格要件として課している。博士号が要件として求められている場合が多い。</p>
韓国	専門大学	<ul style="list-style-type: none"> ※大卒者の場合 ○教授 <ul style="list-style-type: none"> 研究歴4年＋教育歴6年(合計10年) ○副教授 <ul style="list-style-type: none"> 研究歴3年＋教育歴4年(合計7年) ○助教授 <ul style="list-style-type: none"> 研究歴2年＋教育歴2年(合計4年)
	4年制大学	<ul style="list-style-type: none"> ※専門大学は、必要教員数の2分の1(4年制大学は5分の1)の範囲内で、産業を含む各分野の専門家を兼任教員として任用することができる。

10. 高等教育機関における 専任教員数に関する基準

(大学・短大)学部・学科別 必要専任教員数

(専任教員数(人))

(この必要専任教員数のうち、大学にあつては原則半数以上、短大にあつては3割以上は、教授とする。)

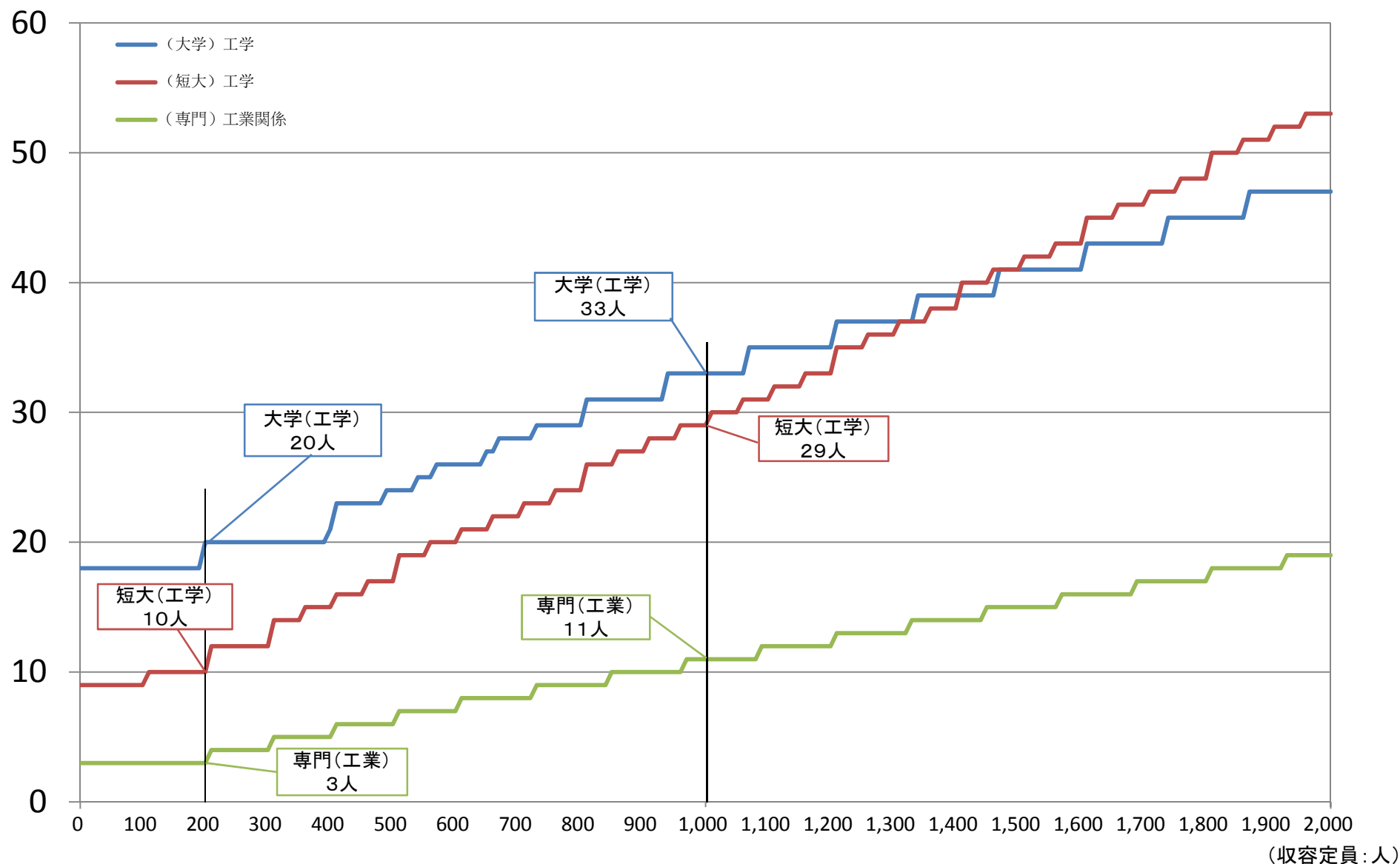


※大学については、各学部一学科で組織する場合。
 短大については、同一分野に属する学科が一学科の場合。
 ※大学全体の収容定員に係る専任教員数についても加算している。

(収容定員数(人))

大学・短大・専門学校の必要専任教員数比較(工学・工業関係)

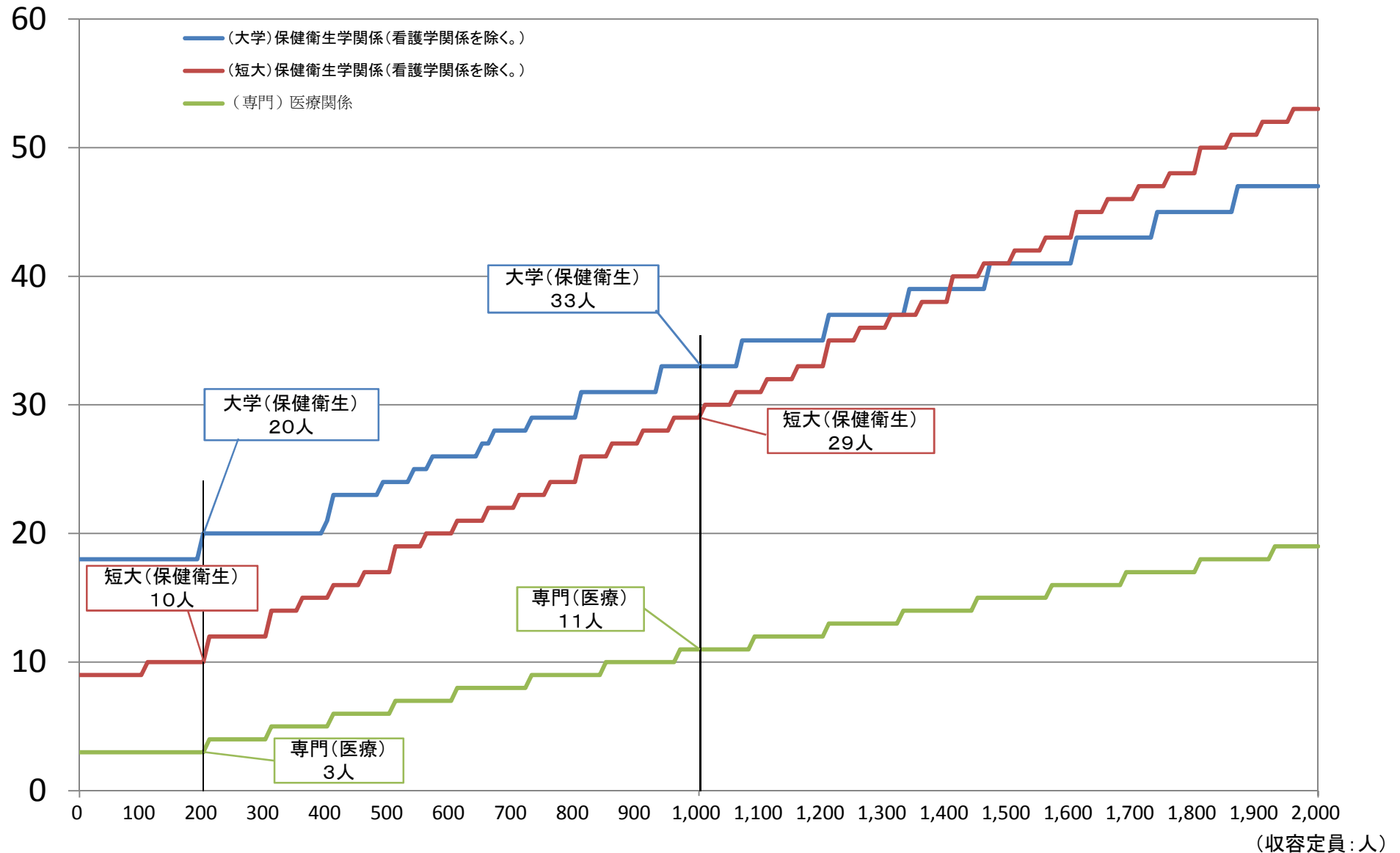
(専任教員数:人)



※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。
 ※短大については入学定員の2倍の数値を収容定員として計算。また、専門学校については生徒総定員を収容定員として計算。

大学・短大・専門学校の必要専任教員数比較(保健衛生学関係(看護学関係を除く)・医療関係)

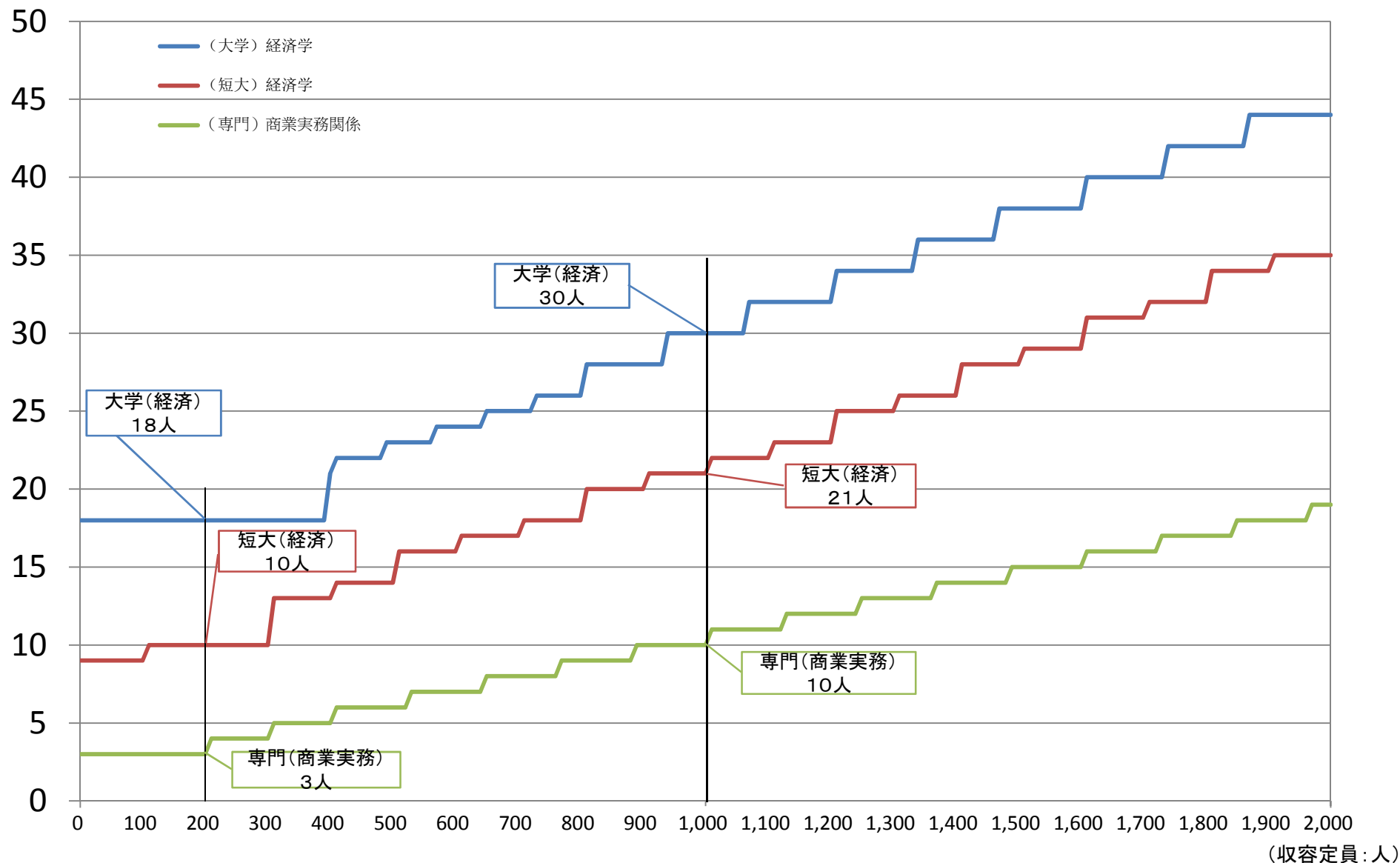
(専任教員数:人)



※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。
 ※短大については入学定員の2倍の数値を收容定員として計算。また、専門学校については生徒総定員を收容定員として計算。

大学・短大・専門学校の必要専任教員数比較(経済学・商業実務)

(専任教員数:人)

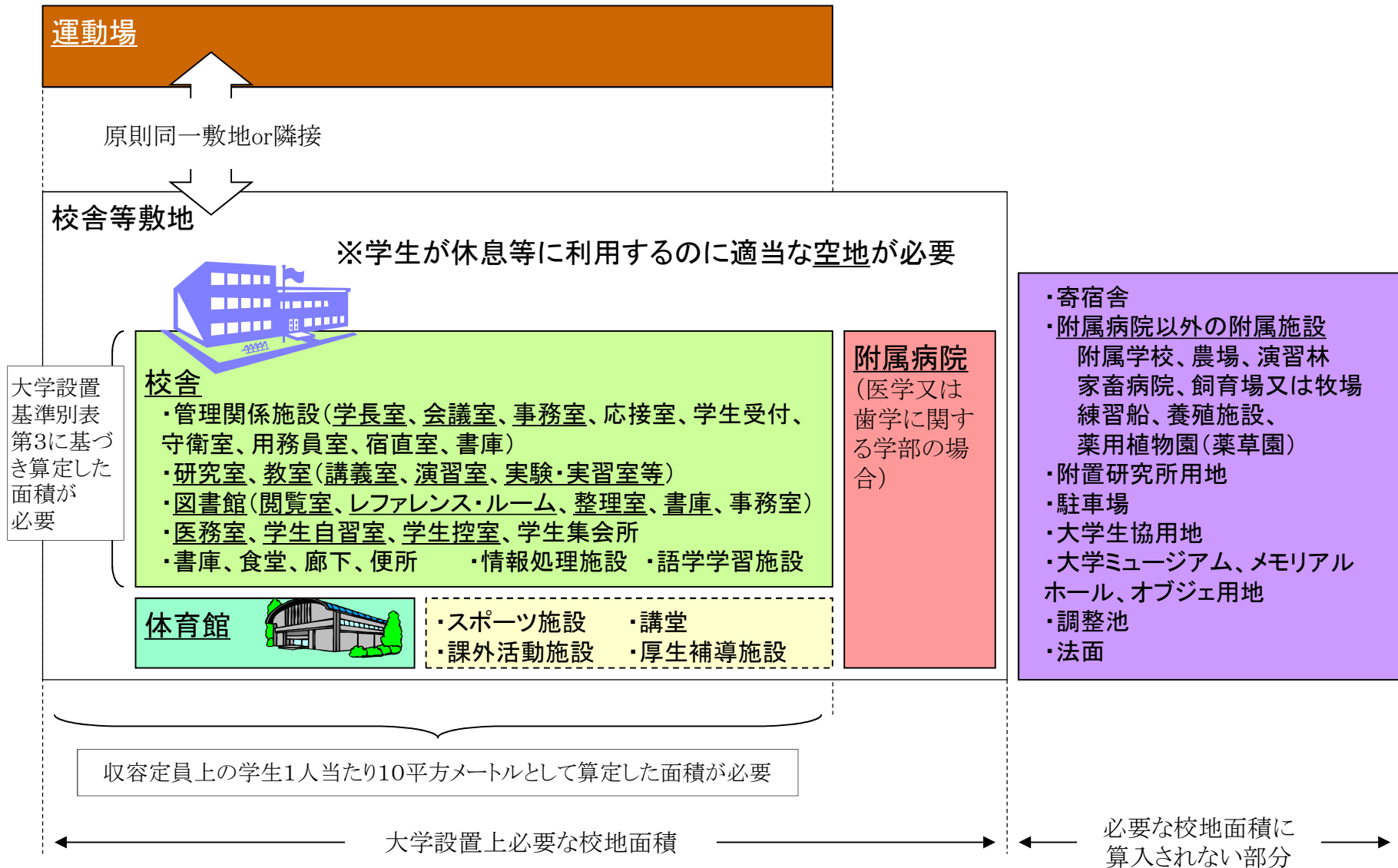


※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。
 ※短大については入学定員の2倍の数値を収容定員として計算。また、専門学校については生徒総定員を収容定員として計算。

1 1 . 高等教育機関における 施設・設備等に関する基準

大学設置基準上のキャンパスの考え方(イメージ)

※下線を引いた施設は、必置ないし原則設置



「大学のキャンパスに求められる機能・役割について」

大学分科会(大学教育部会)では、今回の特区制度の全国化の検討に関連して、大学のキャンパスに求められる機能・役割を以下のとおり取りまとめた。

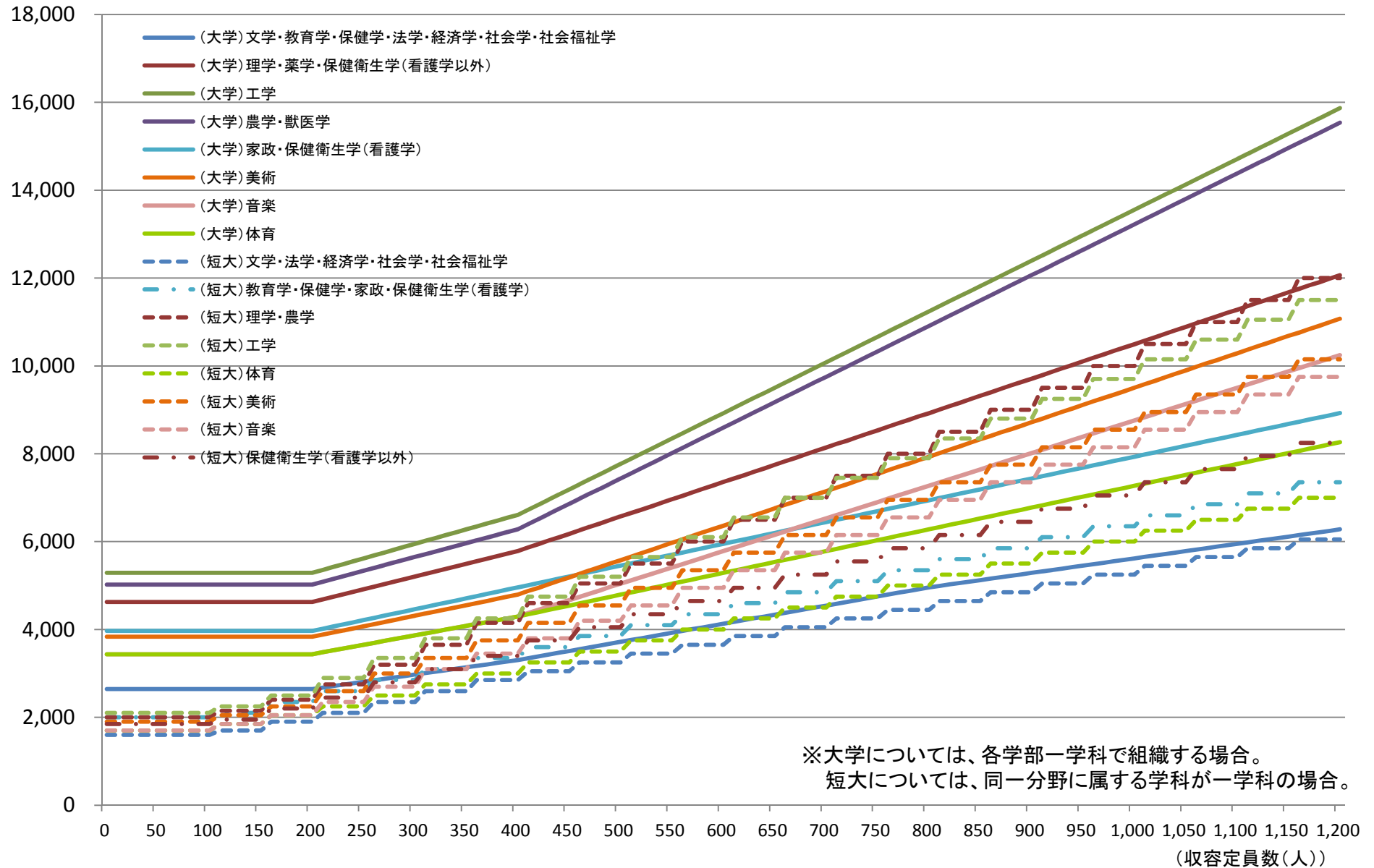
- キャンパスは、質の高い教育研究活動や、学生支援、学生の発意に基づく様々な活動のために必要な空間を保障するもので、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、豊かな人間性を涵養するために必要な大学の構成要素である。具体的には、
 - 質の高い授業を通じた広い知識と高い専門性を育む教育研究活動を支え、学生の学修の定着を図り、高度な学術研究を行う空間として、
 - 多様な資質能力と興味関心、背景を有する学生と教職員等の当該大学の構成員が、集団又は個人で、多様な活動や交流を行う全人的な人格形成を促すために必要な空間として、
 - 開かれた大学として、地域の住民など、学生と教職員以外に開かれた公共性のある空間として、の機能・役割がある。
- 大学は、幅広い年齢層の多様な学生に教育機会を提供しており、その際、それぞれの学習者のニーズを踏まえた学習環境等を整備している。その中で、学士課程や短期大学の課程の教育については、20歳前後の学生が多く、初等中等教育までの基盤を踏まえ、学生の人格形成機能や生涯にわたる学習の基礎を培うことが重要であり、そのためにも、学修の定着や多様な活動を可能とする空間を保持するという観点が一層求められる。
- 構造改革特別区域推進本部決定による空地・運動場要件の撤廃を行う特区の全国化に際して、空地及び運動場を設置しなくてもよいとする場合は、空地及び運動場を含むキャンパスの機能・役割の意義等を踏まえると、あくまで例外的なものとして考えるべきである。

空地及び運動場を設置しない場合は、予防措置が求められることとなるが、その場合においても、教育研究の場にふさわしいキャンパスを備えることの重要性を認識した上で同等以上の代替措置を講じること及びその情報が公表されることが確実に担保されていることが必要である。

(以下、略)

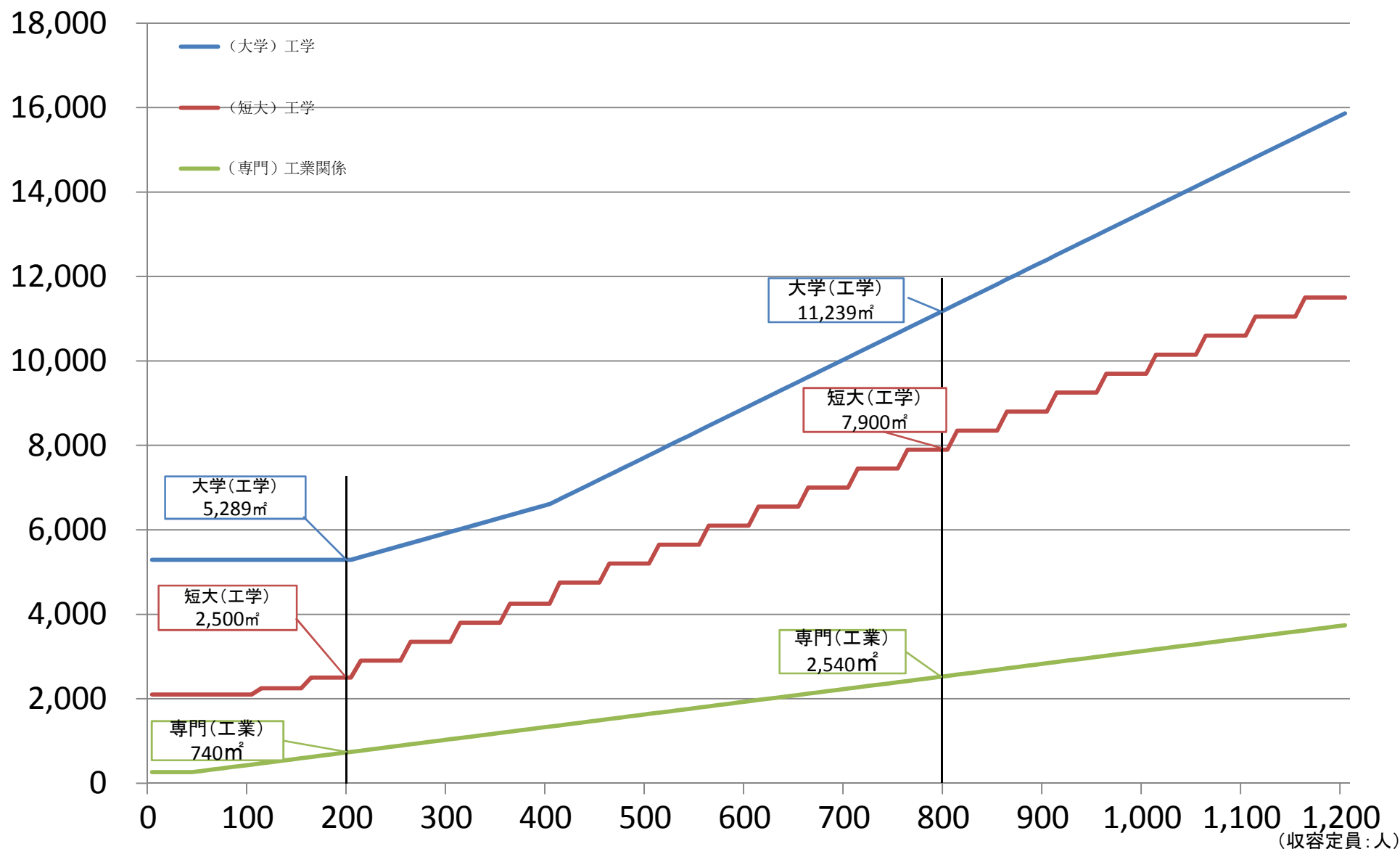
(大学・短大)学部・学科別 基準校舎面積

(基準校舎面積(m²))



大学・短大・専門学校の基準校舎面積比較(工学・工業)

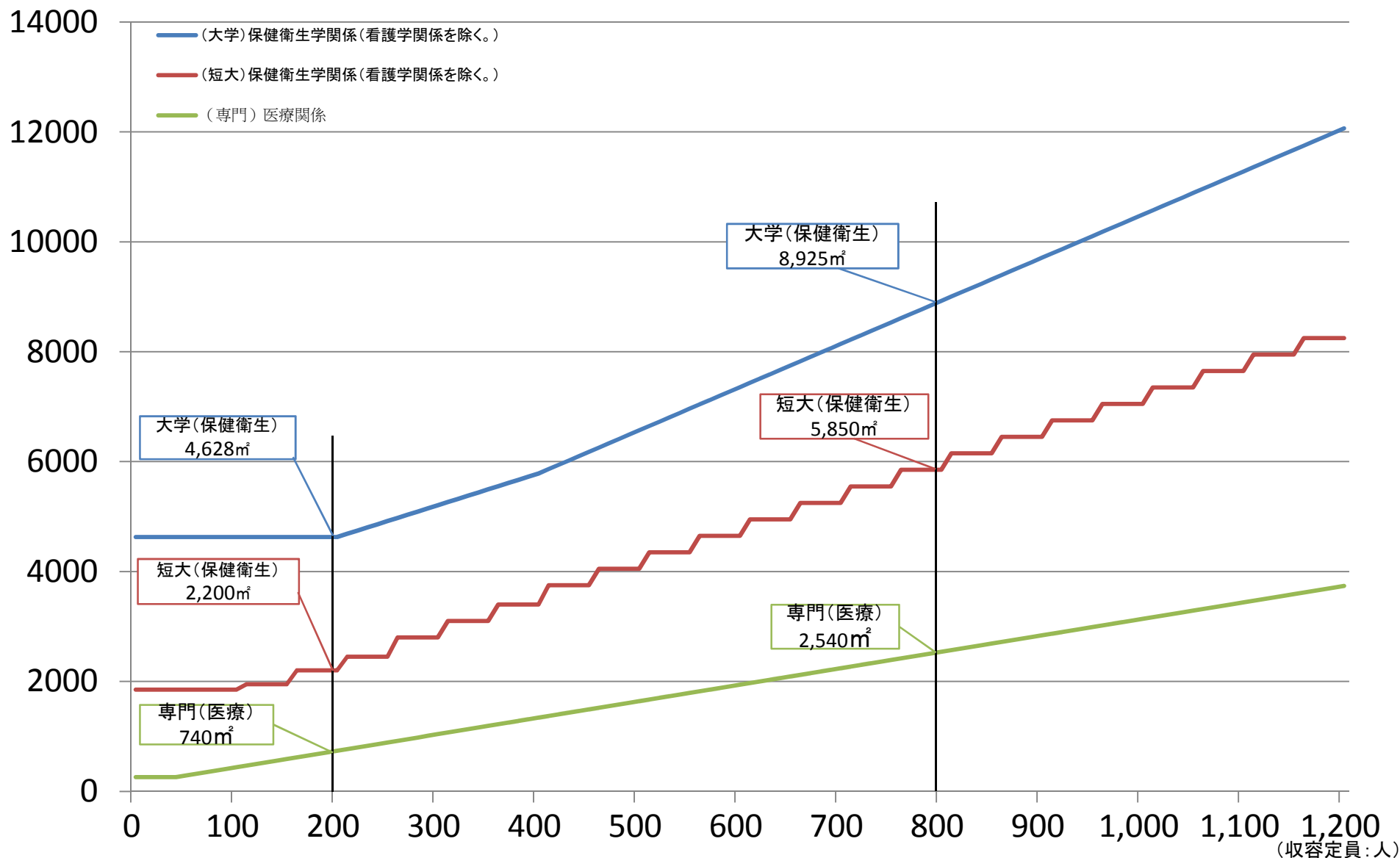
(基準校舎面積: m²)



※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。
 ※専門学校については生徒総定員を収容定員として計算。

大学・短大・専門学校の基準校舎面積比較(保健衛生学関係(看護学関係を除く)・医療関係)

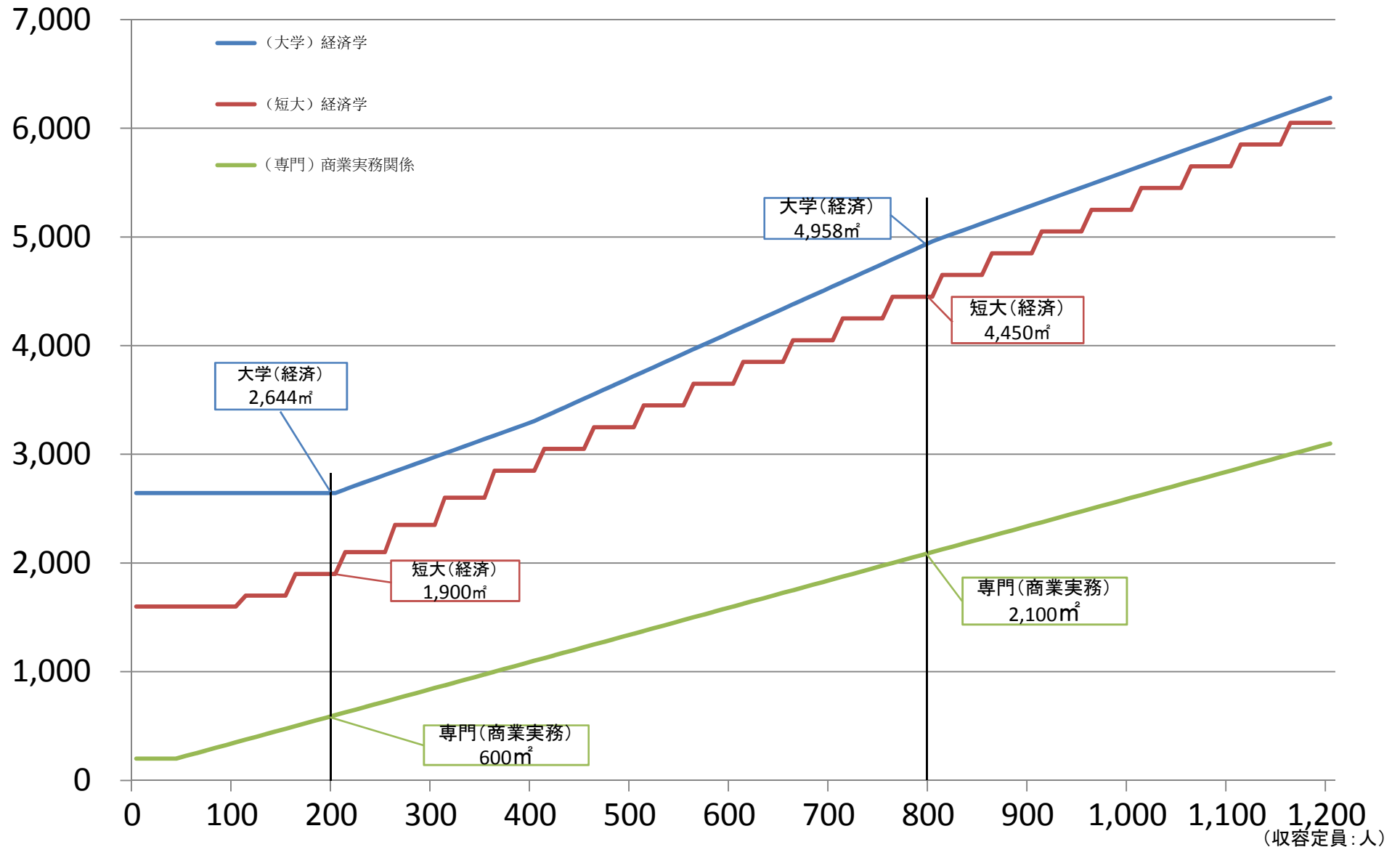
(基準校舎面積: m²)



※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。
 ※専門学校については生徒総定員を収容定員として計算。

大学・短大・専門学校の基準校舎面積比較(経済学・商業実務)

(基準校舎面積: m²)



※大学については各学部一学科で組織する場合、短大については同一分野に属する学科が一学科の場合、専門学校については一の課程のみを置く場合。
 ※専門学校については生徒総定員を収容定員として計算。

大学・短期大学・専門学校に必要な施設・設備

◎;必置/目的に応じ必置・確保 ○;一定の要件に該当する場合を除き必置/原則として設置 △;なるべく設置/設置に努力

		大学院	独立大学院	大学	短大	専門学校	
敷地	校地	—	—	◎ 収容定員上の学生1人 当たり10㎡以上	◎ 学生定員上の学生1人 当たり10㎡以上	◎ 校舎等の保有に 必要な面積	
	運動場	—	—	○	○	△	
校舎等施設・設備	学長室、会議室、事務室	—	○	○	○	◎ 教員室、事務室 等を備える	
	研究室	○	◎	◎ 専任の教員に対しては 必ず備える	◎ 専任の教員に対しては 必ず備える	△	
	教室(講義室、演習室、実習室等)	○	◎	◎ 必要な種類と数を備える	◎ 必要な種類と数を備える	◎	
	図書館・図書室	教育上の必要な資料	◎	◎	◎	◎	—
		情報の処理・提供システム	—	—	△	△	—
		閲覧室、レファレンスルーム、 整理室、書庫等	—	—	◎	◎	—
	医務室(保健室)	—	○	○	○	△	
	学生自習室、学生控室	—	○	○	○	△	
	情報処理及び語学の学習のための施設	—	—	△	△	—	
	その他	—	—	○	○	—	
体育館	—	—	○	○	—		
体育館以外のスポーツ施設/講堂/寄宿舍、 課外活動施設その他の厚生補導施設	—	—	△	△	—		
附属施設 附属学校【教員養成】、附属病院【医学又は歯学】、 農場【農学】など	—	—	—	(◎) 学部・学科の種類に 応じて必置	(◎) 教育研究上必要な 場合は設置	(◎) 目的に応じ 設置	

・教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用する
ことが出来る。

・教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。
十分な教育上の配慮を行った上、連携する研究所等の施設及び設備を共用することが出来る。

・特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備
を使用することが出来る。

大学のキャンパス等に関する法令上の主な規定(1)

敷地について

【校舎等敷地】(大学設置基準第34条)

校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

【運動場】(第35条)

運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

【面積基準】(第37条、第37条の2)

大学における校地の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。)は、收容定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

校舎の面積は、1個の学部のみを置く大学にあっては、別表第三イ又はロの表に定める面積以上とし、複数の学部を置く大学にあっては、当該複数の学部のうち同表に定める面積が最大である学部についての同表に定める面積に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハの表に定める面積を合計した面積を加えた面積以上とする。

施設について(1)

【校舎等施設】(第36条)

大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- ・学長室、会議室、事務室 ・研究室(専任の教員に対しては必ず備える)
- ・教室(講義室、演習室、実験・実習室等。学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備える)
- ・図書館、医務室、学生自習室、学生控室

このほか、

- ・校舎には、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。
- ・校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

大学のキャンパス等に関する法令上の主な規定(2)

施設について(2)

【図書館】(第38条)

- ・図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- ・図書館には、大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室(学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。)、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

【附属施設】(第39条・第39条の2)

- | | | | |
|-----------------|----------------------------|----------------|-------------------|
| ・教員養成に関する学部又は学科 | <u>附属学校</u> | ・医学又は歯学に関する学部 | <u>附属病院</u> |
| ・農学に関する学部 | <u>農場</u> | ・林学に関する学部 | <u>演習林</u> |
| ・獣医学に関する学部又は学科 | <u>家畜病院</u> | ・畜産学に関する学部又は学科 | <u>飼育場又は牧場</u> |
| ・水産学又は商船に関する学部 | <u>練習船</u> (共同利用による場合を含む。) | | |
| ・水産増殖に関する学部 | <u>養殖施設</u> | ・薬学に関する学部又は学科 | <u>薬用植物園(薬草園)</u> |
| ・体育に関する学部又は学科 | <u>体育館</u> | | |
- このほか、
- ・工学に関する学部を置く大学には、原則として実験・実習工場を置く。
 - ・薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。

設備について

【図書等の資料】(第38条)

学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

図書館は、図書等の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。

【機械・器具等】(第40条)

学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

大学院のキャンパスの考え方(独立大学院を含む)

大学院のキャンパスに関する規定

【敷地・施設・設備の学部との共用】(大学院設置基準第22条)

大学院は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、大学附置の研究所等の施設及び設備を共用することができる。

【校舎等施設】(第19条)

大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。

【図書等の資料】(第21条)

大学院には、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えるものとする。

【機械、器具等】(第20条)

大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。



大学院における施設・設備については、規定上は研究室・教室(講義室、実験・実習室、演習室等)のみ必置となっているが、学部の敷地・施設・設備を活用した教育研究活動を行うことが想定されている。

独立大学院に関する規定

【校舎等施設】(大学院設置基準第24条第1項)

独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。



学部を基礎とする大学院同様、研究室・教室(講義室、実験・実習室、演習室等)が必置であり、その他、大学設置基準第58条の反対解釈として、第36条第1項の施設(管理関係施設、図書館、医務室、学生自習室・控室等)は必要。それ以外の施設(体育館等)については教育研究上の必要に応じて置くこととしている。校地・運動場に関する規定は適用除外されている。

学校法人の設立にかかる資産要件について

1. 施設・設備(校地・校舎、設備)の自己所有要件

(1) 校地

- ① 申請時に自己所有であり、負担附でないことが必要。
- ② ただし、借地権の設定登記がなされている借用や、開設年度以降20年(大学院の場合は10年)以上の使用保証がある借用は可。

(2) 校舎等の施設

- ① 自己所有であり、負担附でないことが必要。
- ② ただし、借地権の設定登記がなされている借用や、開設年度以降20年(大学院の場合は10年)以上の使用保証がある借用は可。

(3) 設備

- ① 自己所有であり、負担付きでないことが必要。
- ② ただし、教育研究上支障がないと認められる借用は可。

2. 標準設置経費等

(1) 標準設置経費

- ① 大学の設置に要する経費(既存の校舎等を転用又は共用する場合は、大学の設置に要する経費と転用等を行う既存校舎等の帳簿価格との合計額)が、「標準設置経費(学部の種類及び定員規模等に応じて算定)」を上回ることが必要。

- ② 設置経費は、

ア校地の整備に要する経費、イ校舎(基準内)の整備に要する経費、ウ校舎(基準外)の整備に要する経費、エ図書の本の整備に要する経費、オ教具・校具・備品の整備に要する経費、

の5つに区分されるが、「標準設置経費(数量基準)」は、このうちイ及びオのみについて規定。

※ ア校地、ウ校舎(基準外)、エ図書、については、数量基準はないが、教育研究上必要な額を計上することが必要。

(2) 標準経常経費

大学の開設年度の経常経費が、「標準経常経費」(設置基準上必要な専任教員数により算定)を上回ることが必要。

3. 設置経費等の財源

(1) 設置経費等の財源

「設置に要する経費」及び「開設年度の経常経費(学校新設の場合に限る)」の合計額以上の財源を、申請時に自己資金として保有していることが必要。

(2) 設置経費等への借入金充当

上記(1)の要件を満たす場合には、設置経費＋開設年度の経常経費の合計額の1/2以内を限度として、設置経費等に借入金を充当することが可能

4. 負債率、負債償還率

(1) 負債率

- ① 開設年度の前々年度の負債率(前受金を除く負債総額／総資産額)が、25%以下であることが必要。
- ② ただし、開設年度の3年前の年度から完成年度の各年度において、基本金組入前当年度収支差額がプラスであると認められる場合は、33%以下で可。
- ③ また、校地の価格を再評価(鑑定評価、路線価格による評価など)した結果、25%以下であれば可。

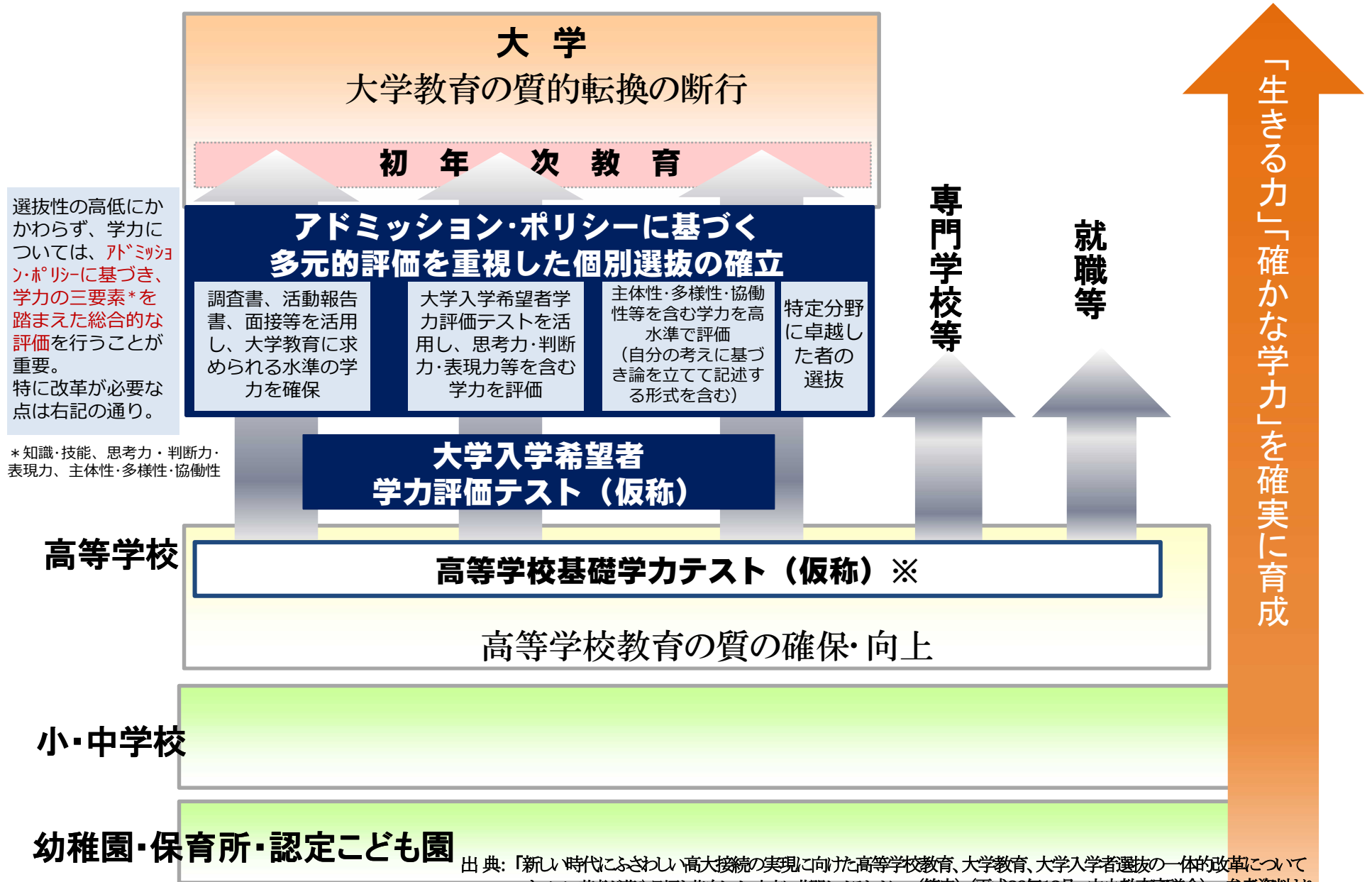
(2) 負債償還率

- ① 開設年度の3年前の年度から完成年度までの各年度において、負債償還率((借入金等返済支出＋借入金等利息支出)／事業活動収入)が20%以下であることが必要。
- ② 短期借入金(借り入れを行う年度内に償還期限が到来するものに限る)がある場合には、上記の計算の際、「借入金等返済支出」から、当該借入金分を除外することが可能。
- ③ 余裕金等により借入金を繰上償還した場合は、上記の計算の際、「借入金等返済支出」から、繰上償還に係る元本償還分を除外することが可能。

12. 大学入学者選抜改革の動向

大学入学者選抜改革の全体像（イメージ）

※「高等学校基礎学力テスト（仮称）」は、入学者選抜への活用を本来の目的とするものではなく、進学時への活用は、調査書にその結果を記入するなど、あくまで高校の学習成果を把握するための参考資料の一部として用いることに留意。



出典：「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を叶わせ、未来を拓かせるために～（答申）」（平成26年12月 中央教育審議会） 参考資料より

大学入学者選抜改革

(1) 個別大学における入学者選抜

○ 多面的・総合的評価による入学者選抜方法

◆ 各大学がアドミッション・ポリシーに基づき、「**学力の三要素**」を**多面的・総合的に評価する入学者選抜に転換**することが必要である。

◆ そのために、各大学においてアドミッション・ポリシーを明確化。これに資するため、国において策定するガイドラインにおいて、以下のような内容を具体的に盛り込むべきことを示す。

- ・ 学力の三要素について、具体的にどのような能力をどのレベルで求めるのか。
- ・ 学力の三要素を適切に評価するため、様々な評価方法から何を選択し、どのような水準を要求し、どのような比重で評価するのか。

○ 多面的・総合的評価による入学者選抜を支える体制の整備等

◆ 各大学における**入学者選抜の実施体制の充実・強化**が必要。

⇒アドミッション・オフィスの整備・強化，専門人材の職務確立・育成 等

◆ 多面的・総合的な評価を具現化した，各大学の個別選抜の選抜手法・評価方法の開発が必要。そのため，**先導的な選抜手法の開発**に対して国が財政支援。

○ 大学入学者選抜の実施に係る新たなルールの構築

◆ 関係者間での具体的な検討により，**一般・AO・推薦に変わる新たなルール**を構築。¹⁰⁴

高大接続改革実行プラン（概要）

プランの趣旨

平成27年1月16日 文部科学大臣決定

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日中央教育審議会答申）を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図る

具体的な施策

1 各大学の個別選抜の改革

多様な背景を持った学生の大学への受け入れが促進されるよう、大学入学希望者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜に改革

特に、各大学の個別選抜においては、教育カリキュラムや教育改革と連動した入試改革を進めるため、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素を踏まえた多面的・総合的な選抜方法を促進

2 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」及び「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の実施

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜を通じて、学力の三要素をはじめとした、これからの時代に求められる力を育成・評価するために、学力評価のための新テストの在り方について一体的な検討を行うとともに、新テストの一体的実施や新たな評価方法の開発等を行う組織を整備

3 高等学校教育の改革

義務教育までの成果を確実につなぐとともに高等学校教育の質の確保・向上を図り、生徒に、国家と社会の形成者となるための教養や行動規範、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶ力を身につけさせる

4 大学教育の改革

多面的・総合的な評価等の大学入学者選抜改革と連動して、多様な学生が切磋琢磨し相互に刺激を与えながら成長する場を創成するとともに、大学教育の質的転換を断行し、学生が高等学校教育までに培った力をさらに発展・向上させ、予測困難なこれからの社会に出て自ら答えのない問題に対して解を見出していく力を身につけさせる

○個別選抜改革を推進するための法令改正【平成27年度中を目途に改正】

- ・ アドミッション・ポリシー(入学者受入の方針)、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)の一体的な策定について義務付ける
- ・ 認証評価に関する省令を改正し、認証評価の評価項目に入学者選抜を明記

○大学入学者選抜実施要項の見直し【平成28年度大学入学者選抜実施要項(平成27年度)以降順次実施】

- ・ 適切なルールの下での入学者選抜全体の多面的・総合的な評価への転換を図るため、一般入試、推薦入試、AO入試の区分を廃止した新たなルールを構築するために、大学入学者選抜実施要項を見直す

○アドミッション・ポリシーの明確化【平成26年度中に事例集、平成27年度中にガイドライン作成】

- ・ 事例集やガイドラインの作成・提供

○個別選抜改革の推進のための財政措置【取組の推進、財政措置の在り方を検討し平成27年夏を目途に具体策を取りまとめ】

○「高等学校基礎学力テスト(仮称)」は平成31年度から、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」は平成32年度からの実施を目指し、専門家の知見を活用しつつ、一体的な検討を実施

- ・ 平成27年中を目途に専門家会議の検討結果をとりまとめ
- ・ 平成29年度初頭に「新テストの実施方針」を策定・公表
- ※新テストの出題内容や範囲、プレテストの実施内容やスケジュール、正式実施までのスケジュール
- ・ 「高等学校基礎学力テスト」は平成29年度中を目途に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成30年度中を目途にプレテストを実施
- ・ 「高等学校基礎学力テスト」は平成30年度初頭を目途に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成31年度初頭を目途に「実施大綱」(新テストの具体的な内容)を策定・公表

○新テストの実施主体の設立【平成29年度を目途に設立】

- ・ 独立行政法人大学入試センターを改組した新たな組織は、新テストの実施、個別選抜等の支援、専門的人材の育成、入学者選抜や学力評価についての新しい方法の開発等を目的とする

○課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの推進と高等学校教員の資質能力の向上【速やかに実施】

- ・ 課題の発見と解決に向けた生徒の主体的・協働的な学習・指導方法の充実のために必要な方策について検討し、普及を図る
- ・ 教員の養成・採用・研修の改善について、中央教育審議会での具体的な方策の検討を行い平成28年度中を目途に制度改正

○多様な学習活動・学習成果の評価【平成28年度中に調査書や指導要録を改訂】

- ・ 専門家会議で検討を行い、調査書や指導要録を改訂

○学習指導要領の見直し【平成28年度中に答申】

- ・ 高等学校学習指導要領について、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立って、②そうした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から見直しを行う

○大学教育の質的転換【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 各大学において、全学的な教学マネジメントの下で、双方向の授業や主体的な学修への転換が促進されるための法令改正(SDの義務化をはじめとする学長を補佐する体制の充実)を実施

○学生の学修成果の把握・評価の推進【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 認証評価制度について、学修成果や内部質保証(各大学における成果把握と改善の取組)に関する評価を推進

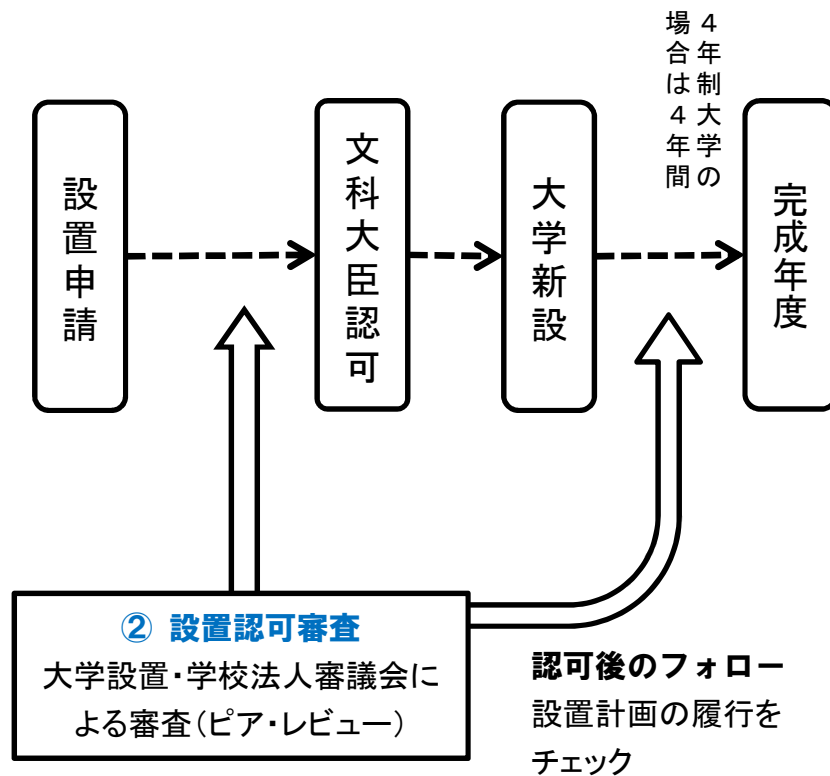
○大学への編入学等の推進【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 高校専攻科修了生の大学への編入学について、中央教育審議会における検討結果を踏まえ、必要な制度改正を実施

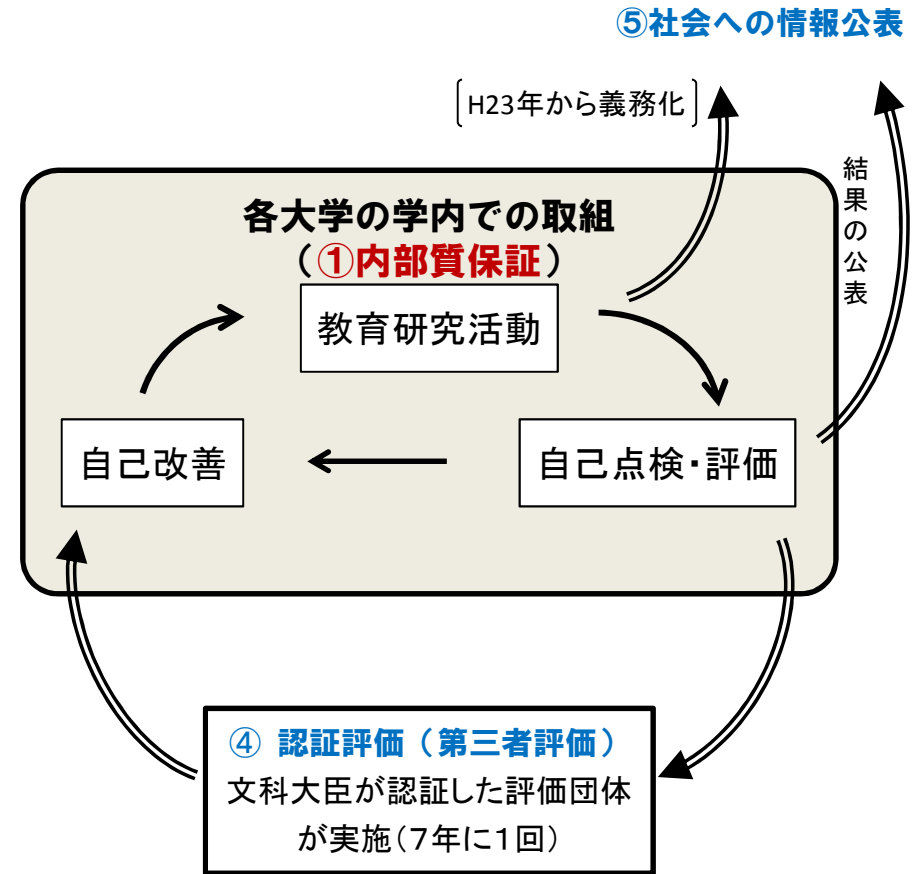
13. 質保証に関する現行の仕組み・取組

我が国の大学の質保証のイメージ図

【大学の設置申請から完成年度までの質保証】



【恒常的な質保証】



③ 大学設置基準

教育課程, 教員数・教員資格, 校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

大学における情報公開

○教育情報の公表(学校教育法第113条関係)

学校教育法施行規則

第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

○財務関係書類等の公開(私立学校法第47条関係)

私立学校法

第47条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

○自己点検評価結果及び認証評価結果の公表(学校教育法第109条及び第110条関係)

学校教育法

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

②～④ 略

第110条 ①～③ 略

④ 認証評価機関は、認証評価を行つたときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

⑤、⑥ 略

学校教育法施行規則

第166条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

第171条 学校教育法第百十条第四項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

大学ポートレートについて

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

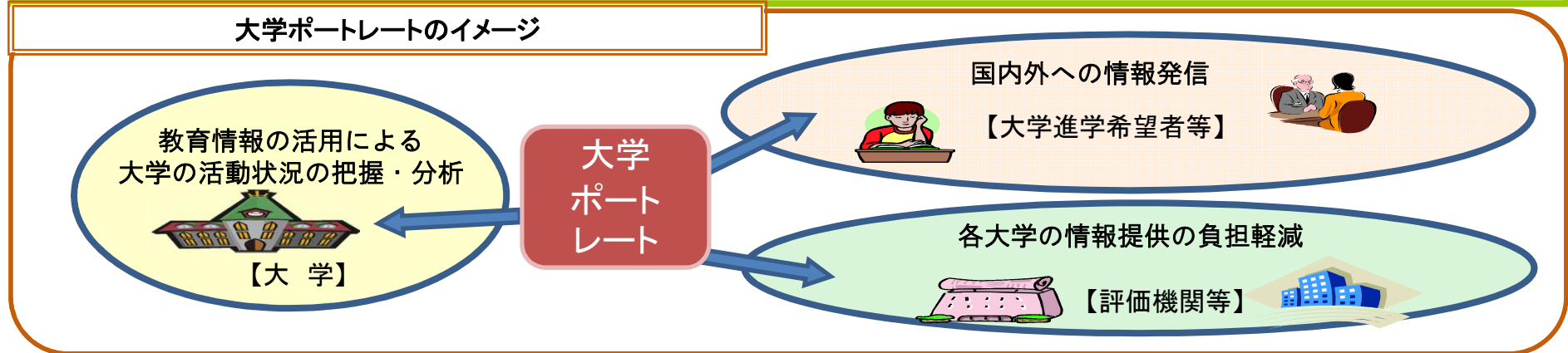
→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査**等への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報(※)の発信を開始。

大学ポートレートのイメージ



※ 大学ポートレートで発信している大学情報について(例)

【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・学生支援(修学、留学生、就職・進路等)
- ・課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的や3つのポリシー(アドミッション、カリキュラム、ディプロマ)
- ・学部等の特色
- ・教育課程(取得可能な学位、授業科目、授業方法、学生が習得すべき能力等)
- ・入試(入学者数、入試方法)
- ・教員(教員組織、教員数、教員の有する学位・業績)
- ・学生(収容定員、学生数)
- ・費用及び経済支援(授業料等、奨学金額、受給資格、授業料減免)
- ・進路(進路卒業者数・修了者数、進学者数・就職者数)

大学等の認証評価について①

大学、短期大学、高等専門学校は、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価（認証評価）を受けることとする制度が導入されている（平成16年4月施行）

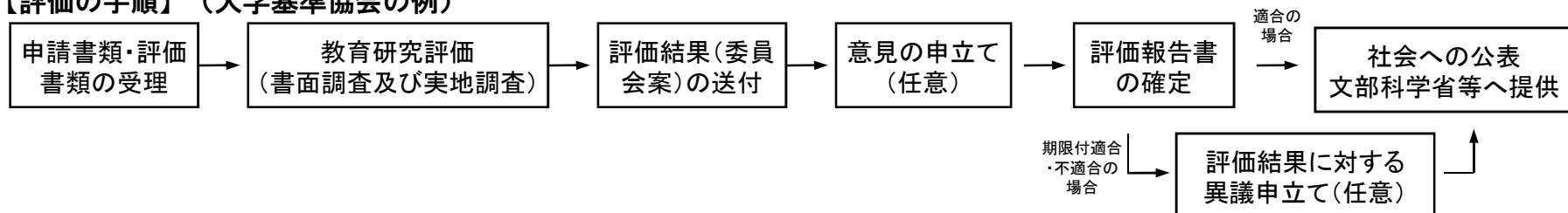
①大学等の総合的な状況の評価（機関別認証評価）

- ・7年以内ごとに、大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況についての評価を実施。
- ・大学等は、複数の認証評価機関の中から機関を選択。各認証評価機関の定める評価基準に従い評価を実施。

【各認証評価機関の評価基準の項目】

<p><大学基準協会> 10の基準の下に、45項目の「点検・評価項目」を設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理念・目的 2 教育研究組織 3 教員・教員組織 4 教育内容・方法・成果 5 学生の受け入れ 6 学生支援 7 教育研究等環境 8 社会連携・社会貢献 9 管理運営・財務 10 内部質保証 	<p><大学評価・学位授与機構> 10の基準の下に、81項目の「基本的な観点」を設定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学の目的 2 教育研究組織 3 教員及び教育支援者 4 学生の受入 5 教育内容及び方法 6 学習成果 7 施設・設備及び学生支援 8 教育の内部質保証システム 9 財務基盤及び管理運営 10 教育情報等の公表 	<p><日本高等教育評価機構> 4の基準の下に、22項目の「基準項目」を設定。基準項目ごとに「評価の視点」(51項目)を設定。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使命・目的等 2 学修と教授 3 経営・管理と財務 4 自己点検・評価 	<p><短期大学基準協会> 4の基準の下に、12の「テーマ」を設定。テーマの下に「区分」を29区分設定し、区分ごとに「自己点検・評価のための観点」(72観点)を設定。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建学の精神と教育の効果 2 教育課程と学生支援 3 教育資源と財的資源 4 リーダーシップとガバナンス
---	--	--	--

【評価の手順】（大学基準協会の例）



大学等の認証評価について②

②専門職大学院の評価（専門分野別認証評価）

・専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況についての評価（5年以内ごと）

分野	機関
法科大学院	公益財団法人日弁連法務研究財団
	独立行政法人 大学評価・学位授与機構
	公益財団法人大学基準協会
経営（経営管理、 技術経営、ファイナ ンス、経営情報）	一般社団法人ABEST21
会計	特定非営利活動法人 国際会計教育協会
経営（経営管理、 会計、技術経営、 ファイナンス）	公益財団法人大学基準協会
知的財産	一般社団法人ABEST21
	公益財団法人大学基準協会
助産	一般財団法人日本助産評価機構

分野	機関
臨床心理	公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会
公衆衛生	公益財団法人大学基準協会
教員養成（教職大学院、 学校教育）	一般社団法人教員養成評価機構
公共政策	公益財団法人大学基準協会
情報、創造技術、組込 技術、原子力	一般財団法人 日本技術者教育認定機構（JABEE）
ファッション・ビジネス	公益財団法人 日本高等教育評価機構
ビューティビジネス	一般社団法人 専門職高等教育質保証機構
環境・造園	公益財団法人日本造園学会

機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目

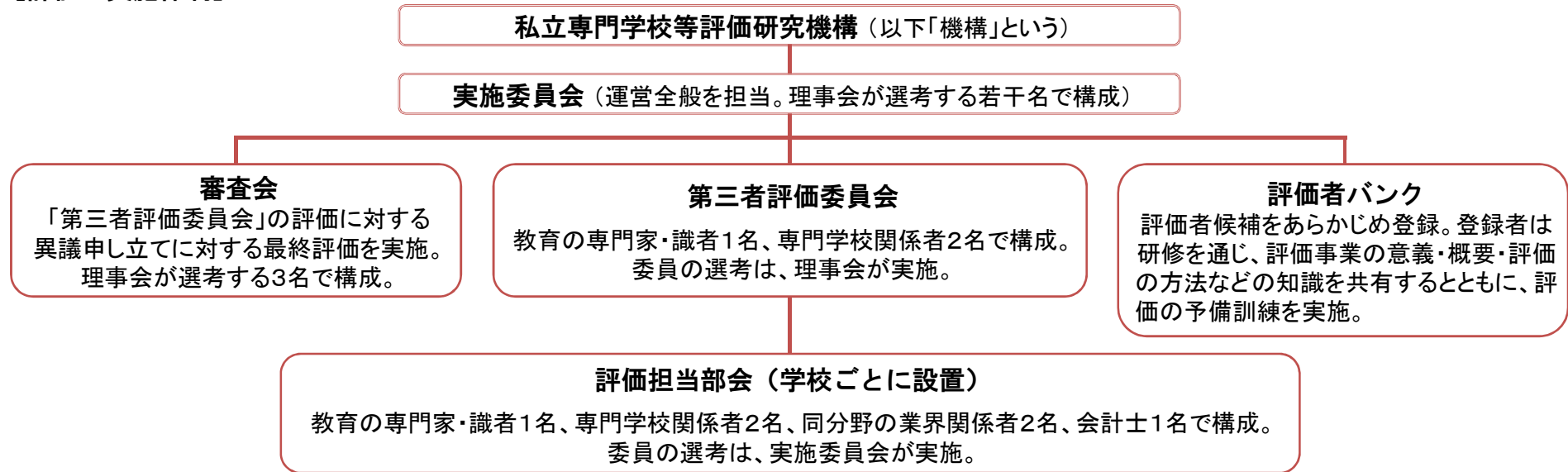
○細目省令:学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 ○連携法:法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

	機関別認証評価	専門職大学院	
		うち法科大学院の適確認定	
評価内容	①教育研究上の基本組織 ②教員組織 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤事務組織 ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦財務 ⑧ その他教育研究活動等に関することについて (細目省令 第1条第2項)	① 教員組織 ② 教育課程 ③ 施設及び設備 ④ その他教育研究活動に関することについて (細目省令 第1条第3項)	① 教育活動等の状況の情報提供 ② 入学者の多様性の確保 ③ 教員組織 ④ 学生数の適正管理 ⑤ 教育課程の編成 ⑥ 授業科目ごとの学生の数の設定 ⑦ 授業の方法 ⑧ 学修成果の評価及び修了認定の客観性・厳格性の確保 ⑨ 授業内容・方法の改善の組織的な実施 ⑩ 履修科目の登録の上限の設定 ⑪ 法学既修者の認定 ⑫ 教育上必要な施設及び設備 ⑬ 図書その他の教育上必要な資料の整備 ⑭ 修了者の進路に関すること(司法試験の合格状況を含む) (細目省令 第4条第1項第1号)
評価方法	自己点検・評価の分析及び実地調査の実施 (細目省令 第1条第1項第4号)	(評価後の対応) 認証評価の後、次の認証評価を受ける前に、対象となった専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること (細目省令 第3条第2項)	(判定方法) 法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない (連携法 第5条第2項)
		大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること (細目省令 第2条第1項)	当該専門職大学院の分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること (細目省令 第2条第1項)
評価体制	(細目省令 第2条第1項)	(細目省令 第2条第1項)	(細目省令 第4条第2項)

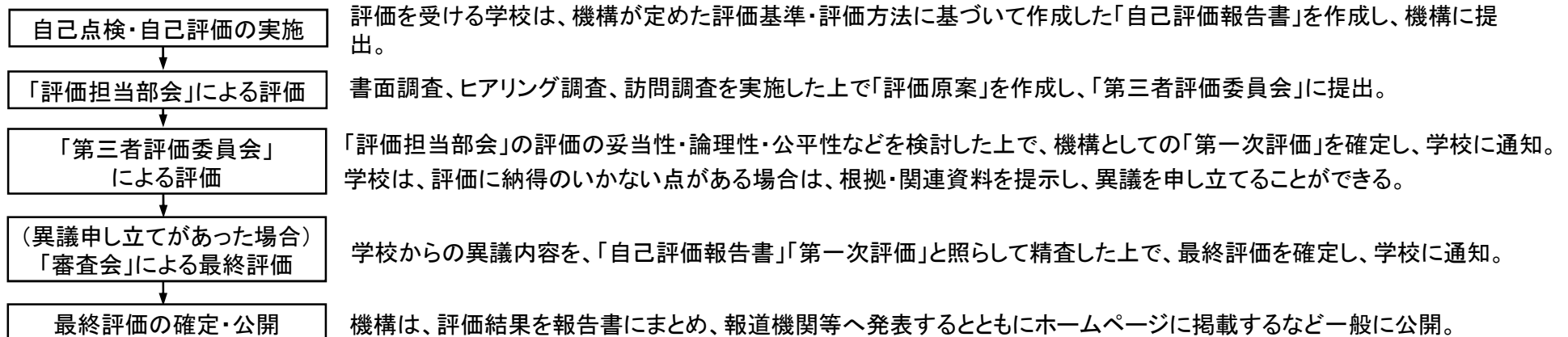
専修学校の第三者評価の例

NPO法人 私立専門学校等評価研究機構では、専門学校にふさわしい第三者評価の在り方を研究するとともに、第三者評価を実施している

【評価の実施体制】



【評価の手順】



資料：NPO法人 私立専門学校等評価研究機構「第三者評価システムの概要 version 2.0」より作成

14. 各高等教育機関を横断した学修成果 の評価・単位授与の仕組み・取組

複数の高等教育機関における学修成果の積上げに関連する現行制度(大学関係)

○修業年限の通算(学校教育法第88条)

大学の学生以外の者として、一の大学において一定の単位を修得した者が、当該大学に入学する場合、修得した単位数等を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の2分の1を超えてはならない。

○単位互換(大学設置基準第28条)

他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

○他の大学・短大での既修単位の読替え、大学等以外の教育施設等における学修の単位認定(大学設置基準第29・30条)

入学前に修得した大学・短期大学の単位を、当該大学の単位とみなすこと、その他文部科学大臣が定める学修(入学前に行ったものを含む。)[専攻科、専門学校等における学修など])に対し、当該大学の単位を与えることができる。ただし、単位互換において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

○編入学(学校教育法第108条第7項等)

短期大学や高等専門学校、一部の専門学校を卒業した者は大学に編入学することができる。なお、大学を卒業した者についても、同様に大学の課程の途中から入学することが可能(学士入学)。

○履修証明(学校教育法第105条)

大学は、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対して修了の事実を証する証明書を交付することができる。

○科目等履修(大学設置基準第31条)

大学は、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者に対し、単位を与えることができる。



欧州における単位互換を支える諸制度
(ボローニャ・プロセス)

ECTS(欧州単位互換制度)

- 学習量
1 ECTSあたりの学習量: 25~30時間
1年間で取得すべき単位: 60 ECTS
- 成績評価
7段階で実施
相対評価で表記
- 各国の単位との換算方法

チューニング(学問分野ごとに
コアカリキュラムを作成)

- 学位の段階に応じた学習目標
- プログラムの構造
- 学習量
- 成績評価
- 質の向上策
- 単位換算(ECTSを活用)

欧州域内の大学が容易に比較可能となり、単位互換を促進
→各国機関が自国のシステムの中で認証評価を実施

その他の取組

- 各国の学位制度の整理(学士、修士、博士の3段階)
- 国境を越えたジョイント・ディグリー
- 大学自らによる質保証、第三者機関による質保証

諸外国の学修成果・職業能力の認証・評価制度

諸外国では、雇用の流動化や若年・中高年無業者の増加等を背景として、職業資格や教育の認証・評価制度を創設。

【諸外国の学修の認証制度】

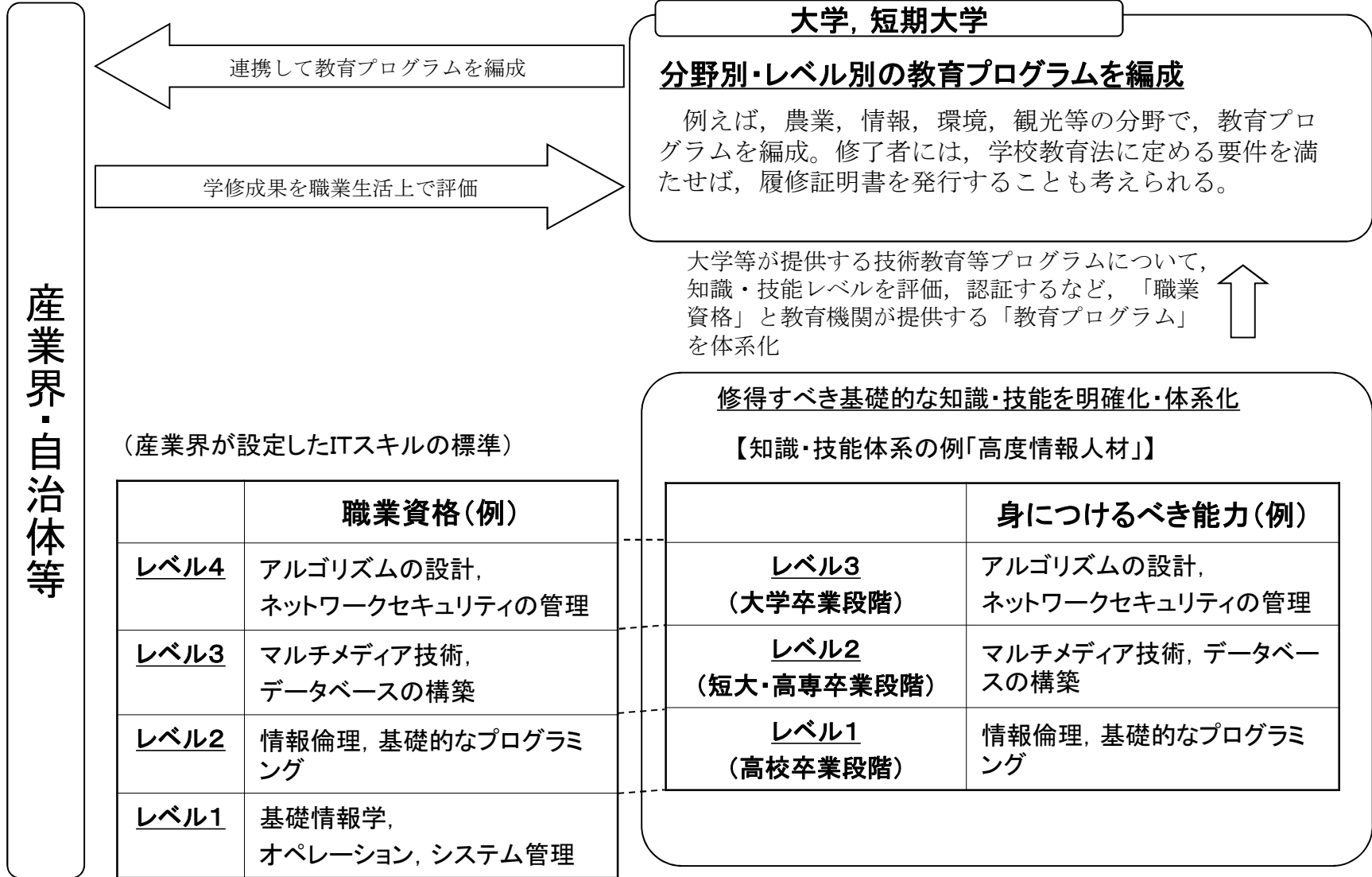
(英国は、学位や職業に関する資格を通じた枠組を設定)

	米 国	英 国	オーストラリア	韓 国
制度	National Skill Standard (全国職業技能スタンダード)	National Qualifications Framework (全国資格枠組)	National Qualification Framework (全国統一資格基準)	Credit Bank System (学点銀行制)
概要	職業技能スタンダードの開発及び利用を自主的パートナーシップ(雇用主団体、組合労働者、政府、従業員団体、教育訓練機関等から成る産業連合)が資格を設定。各教育機関等多様な主体が認証。	一般教育と職業教育、技能資格を結合した総合的資格制度。)政府が資格授与団体、標準設定団体の質を保証。認証は民間の業界団体が実施。	分野およびレベル(約18,000の基準)からなる全国統一資格基準。	評価認定を受けた教育課程を履修した者などに、学点認定を通して学歴認定と学位取得の機会を提供する制度。

レベル	全国資格枠組み	高等教育資格枠組み
	初中教育・職業訓練(例)	大学教育(例)
8	・スペシャリスト	・博士
7	・通訳(レベル7)	・修士
6	・経営(ディプロマ)	・学士
5	・3Dデザイン(レベル5)	・ディプロマ
4	・就学前幼児指導(レベル4)	・サーティフィケート
3	・航空工学(レベル3) ・大学入学資格(Aレベル)	
	・美容師(レベル2) ・農業生産(レベル2) ・義務教育修了試験上位(GCSEのA*~C)	
1	・自動車学(レベル1) ・パン職人(レベル1) ・義務教育修了試験下位(GCSEのD~G)	
	初級	・成人識字サーティフィケート(初級)

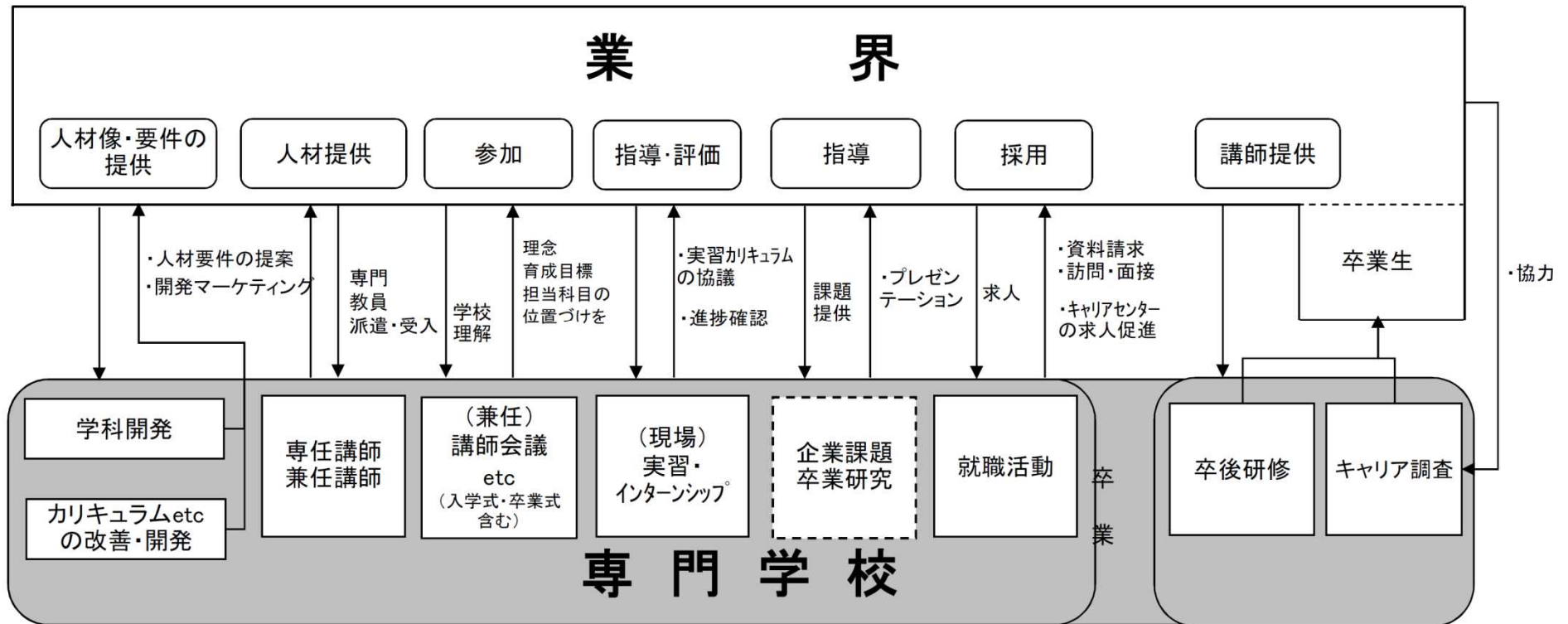
(参考)技術教育等の学修成果の評価を促進する仕組み(検討イメージ例)

諸外国の職業資格や教育の認証・評価制度を踏まえ、我が国における知識・技能を評価する仕組みを検討することも課題。



15. 産業界等との連携の取組

専門学校と業界との連携の視点



出典: 専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月 文部科学省)

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進 「観光」分野取組事例

日本再興戦略等における訪日外国人の受入れ拡大政策や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などを踏まえ、今後、確実に人材需要が高まることが予想される「観光」分野において、必要となる知識・技術を習得するためのモデルカリキュラム等を開発。

【日本再興戦略(H26.6.24閣議決定)】 訪日外国人旅行者数 現状 1,036万人(2013年) → 目標(KPI) 3,000万人超(2030年)

産学官コンソーシアム

「観光」 コンソーシアム



- 今後必要とされる専門人材の業界ニーズ把握
- そのために必要な具体的なスキル等の設定・共有
- 分野内での連携・共有

【教育機関等】

◎富山情報ビジネス専門学校、岡山情報ビジネス学院、国際外語・観光・エアライン専門学校、穴吹カレッジグループ、郡山情報ビジネス専門学校、横浜商科大学、成城大学、川村学園女子大学、関西国際大学、和歌山大学、別府溝部学園短期大学 など

【企業・業界団体等】

日本ホテル(株)、ANAクラウンプラザホテル富山、(独)国際観光振興機構(JNTO)、(社)日本ホテル協会、(一社)日本旅行業協会(ANTA)、富山県観光・地域振興局、石川県教育委員会 など

観光業界の人材ニーズの収集・分析、養成すべき専門人材の目標設定・共有。カリキュラムや教材の普及促進。各職域プロジェクトへの助言や進捗管理・評価情報発信 等

職域プロジェクト(全国版)

「ホテルマン 育成」 プロジェクト

「ニューツー リズム」 プロジェクト

「観光プロ デューサー」 プロジェクト

- 全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証
- 教材の作成
- 実証講座の実施

【教育機関等】

◎横浜商科大学、神戸夙川学院大学、長崎国際大学、神田外語学院、駿台トラベル&ホテル専門学校、全国高等学校観光教育研究協議会 など

【企業・業界団体等】

(株)ジャパンインバウンドソリューションズ、(株)JTB総合研究所、(株)リアセック、(公財)横浜市観光コンベンションビューロー、(一財)日本ホテル教育センター など

インバウンド観光・MICE人材要件(コンピテンシー特性)調査、先進的MICE都市等調査を踏まえ、インバウンド・着地型観光人材育成プログラムの開発・実証等



職域プロジェクト(地域版)

「富山県版ホ テルマン」 プロジェクト

「おんせん県おおいた」 プロジェクト

- 全国版カリキュラム・教材の活用
- 地域別のニーズ・課題に対応した講座の実証

[業界全体のニーズ] アジアからのアクセスの良さを背景とした 訪日外国人旅行者数の拡大に対応した専門人材の養成

[地元産業のニーズ] 温泉地では「健康」「療養」などを目的とした滞在型の観光ニーズの高まりに対応した専門人材の養成



別府溝部学園短期大学、大分大学、別府市、観光協会、中小企業団体、病院等が連携し、日本一の湧出量と源泉数を誇る別府地域の温泉資源と医療・健康との連携による“温泉コンシェルジュ”育成のためのカリキュラムを開発・実証

開発したカリキュラム等は公開し、全国の専門学校・大学等において、

①学校の正規カリキュラムへの導入 ②企業研修や社会人等の短期講座の開設 などに活用



日本技術者教育認定機構(JABEE)

1. 概要

我が国国内大学等の理工系分野の学部等を評価・認定するために、平成11年11月、学協会を中心として産業界の協力により、「日本技術者教育認定機構(JABEE)」(会長:吉川弘之氏)が発足。米国、英国、カナダ等の認定団体が認定の相互承認を行っている協定(ワシントンアコード(WA):地域の団体が加盟)に、平成17年6月に正式加盟。

2. 目的

- ・技術者教育の質の向上
- ・技術者教育の国際的通用性・共通性の担保
- ・将来的なエンジニア資格の国際的相互承認に向けた条件整備

3. 対象

4年制理工系学部教育(2年制専攻科を持つ高等専門学校・短期大学の教育を含む)における技術者教育プログラム。なお、認定プログラム修了生は、その技術者としてのレベルが国際的に担保される。

4. 認定の有効期間

最長5年間

5. 主な審査項目・基準

各分野を通じた共通基準と各分野毎の分野別基準により審査。

◎ 審査項目

教育目標、教育成果、教育成果の現状分析、入学者選抜方法・カリキュラム等の教育手段、教育組織、施設・設備等の教育環境、自己点検システム等の教育改善方法 等

6. 審査方法

大学からの自己点検書の審査及び企業関係者を含む審査チームによる実地審査

7. 認定状況

平成22年度:9大学・2高等専門学校 11プログラム

平成23年度:8大学・2高等専門学校 15プログラム

平成24年度:10大学 12プログラム

平成25年度:7大学 8プログラム

平成26年度:5大学・2高等専門学校 12プログラム

理工系人材育成に関する産学官円卓会議

理工系人材育成に関する 産学官円卓会議の設置

平成27年5月15日
文部科学省
経済産業省

1. 趣旨

理工系人材育成戦略を踏まえ、同戦略の充実・具体化を図るため、産学官の対話の場として「理工系人材育成に関する産学官円卓会議」を設置する。同会議において、産業界で求められている人材の育成や育成された人材の産業界における活躍の促進方策等について、産学官それぞれに求められる役割や具体的な対応を検討する。

2. 検討事項

- (1)産業界の将来的な人材ニーズを踏まえた大学等における教育の充実方策(基礎学力の強化、専門教育の充実及び産業界との連携等)
- (2)企業における博士号取得者の活躍の促進方策
- (3)初等中等教育等における産業を体感する取組の充実方策(産業界からの講師派遣など)
など理工系人材育成戦略を踏まえた産学官の行動計画について

3. 実施方法

- (1)円卓会議は、別紙に掲げる委員により構成する。なお、やむを得ない事情のある場合は、代理者が出席することができる。
- (2)必要に応じ、別紙の委員に加えて、他の有識者を参画させることができる。

4. その他

円卓会議に関する庶務は、文部科学省高等教育局専門教育課及び経済産業省産業技術環境局大学連携推進室において処理する。

委員

<産業界>

内山田 竹志 トヨタ自動車株式会社会長(日本経済団体連合会)

野路 國夫 株式会社小松製作所取締役会長

オープンイノベーション協議会会長(経済同友会)

横倉 隆 株式会社トプコン特別アドバイザー

(東京商工会議所(日本商工会議所推薦))

須藤 亮 株式会社東芝常任顧問(産業競争力懇談会)

秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長

<大学等>

大西 隆 豊橋技術科学大学学長(国立大学協会)

上野 淳 首都大学東京学長(公立大学協会)

藤嶋 昭 東京理科大学学長(日本私立大学団体連合会)

小畑 秀文 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

神谷 弘一 愛知県立豊田工業高等学校校長(全国高等学校長協会)

<省庁>

常盤 豊 文部科学省高等教育局長

井上 宏司 経済産業省産業技術環境局長

(注)必要に応じ、政務三役からの出席を予定

(敬称略)

※平成27年9月2日現在



16. 各高等教育機関における振興方策等

高等教育におけるキャリア教育・職業教育

1. 課題と基本的な考え方

(1) 課題

- ・ 高等教育進学率は約8割に達し、多くの若者にとって、社会に出る直前の教育段階。社会・職業への移行を見据えた教育の改善・充実
- ・ 実践的な職業教育の充実や生涯学習ニーズを含む多様なニーズへの対応

(2) 基本的な考え方

〔キャリア教育〕

- ・ **自らの視野を広げ、進路を具体化し、それまでに育成した社会的・職業的自立に必要な能力や態度を、専門分野の学修を通じて伸長・深化させていく**
- ・ キャリア教育の方針の明確化と、教育課程の内外を通じた体系的・総合的な教育の展開
- ・ 体験的な学習活動の効果的な活用

〔職業教育〕

- ・ **自立した職業人を育成する職業教育の重要性を踏まえた高等教育の展開**
- ・ 各教育機関が果たす役割・機能の明確化と、それぞれの特性をいかした職業教育の充実
- ・ 産業界との連携・対話による、求められる人材像・能力の共有と、職業に必要な能力を育成する教育の充実

2. 各高等教育機関における推進の主なポイント

大学・短期大学

- ・ 教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むための体制整備（設置基準改正。平成23年度から実施）を踏まえた取組の実施
- ・ 各大学・短期大学の機能別分化の下、養成する人材像・能力を明確化した職業教育の充実、実践的な教育の展開
- ・ 生涯学習ニーズ等への対応

高等専門学校

- ・ 発達の段階に応じたきめ細かいキャリア教育の段階的实施
- ・ 専攻科の位置付けの明確化と大学院接続の円滑化の検討
- ・ 専攻科所定単位取得者に対する学位授与の円滑化の検討

専門学校

- ・ 早期から十分な職業理解や目的意識を持たせた上での一人一人のキャリア形成支援
- ・ 「単位制学科」や「通信制学科」の制度化の検討

3. 職業実践的な教育に特化した枠組み

①新たな学校種の創設、②既存の高等教育機関における活用を念頭に今後詳細に検討

企業等と密接な連携を図り、最新の実務の知識・経験を教育内容・方法に反映

- 〈教育課程〉 企業等との連携による編成・改善
- 〈授業方法〉 演習型授業(実験・実習・実技等)を多く実施
- 〈教員資格〉 実務卓越性を重視

「短期大学の今後の在り方について」(審議まとめ)の概要

【我が国の短期大学の特長】

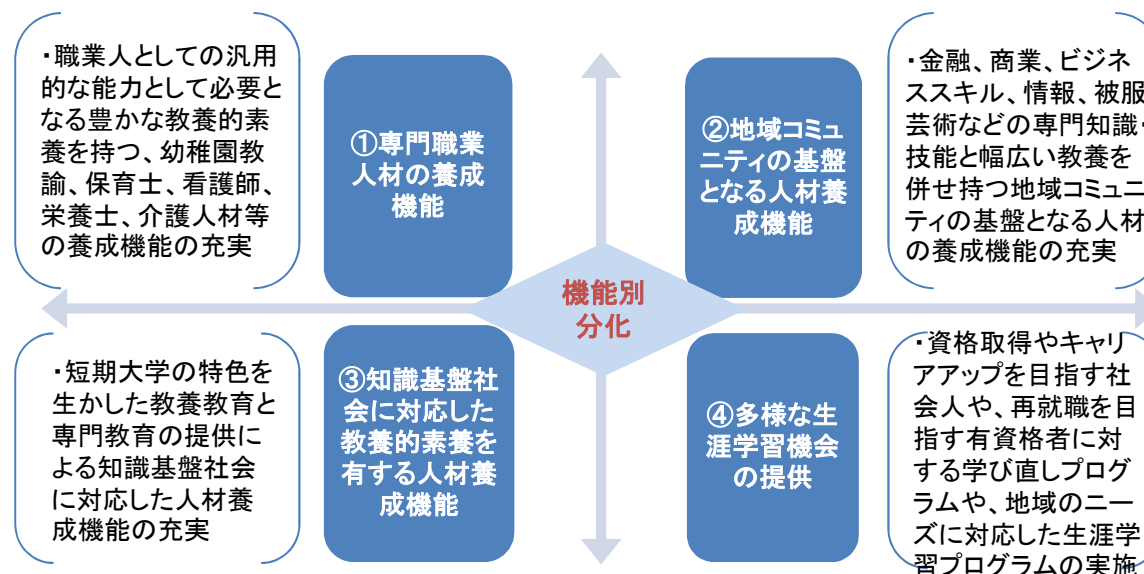
- ・**学位が取得できる短期高等教育機関**
→「短期大学士」の取得と次の段階の高等教育に接続が可能な制度であること
- ・**教養教育と専門教育のバランスの取れた高等教育機関**
→教養科目と専門科目を体系的に編成した教育課程を展開していること
- ・**職業能力を育成する高等教育機関**
→職業資格の取得と教養に裏打ちされた汎用的職業能力を育成していること
- ・**小規模できめ細かい教育を行う高等教育機関**
→少人数教育、担任制度など特色ある学生指導を実施していること
- ・**アクセスしやすい身近な高等教育機関**
→地域コミュニティに密着し、地元との関連性が強い教育研究活動等を行っていること
- ・**教育の質が保証された高等教育機関**
→国の設置認可と認証評価制度が導入されていること

【課題】

- ・学生・社会のニーズを踏まえた検討の必要性
- ・短期大学の位置付けの明確化
- ・産業界・自治体と連携した地域コミュニティの中核機能の確立
- ・学生に対する支援の充実
- ・短期大学の教職員の資質と能力の向上

【短期大学における当面の機能別振興方策】

- 短期大学の特長的な教育機能をより伸長させ、我が国の高等教育機関としての位置付けを再構築するため、短期大学自らが改革に取り組むとともに、国はそれぞれの短期大学の特色に応じた機能別分化を推進。



必要な基盤経費を確保しつつ、自ら機能を選択し、社会的要請に応える
先導的な取組を行う短期大学について国による支援

①産業界・自治体等と連携して専門職業人材を地域に輩出する短期大学の支援

→人材養成ニーズに的確に対応した人材養成機能の整備を支援

②地方創生のリード役となる短期大学の支援

→地方創生・地域活性化に直結する教育研究や地域貢献活動、専攻科等の非学位課程も積極的に活用した生涯学習事業の立ち上げを支援

③大学に進学することを前提としたファーストステージ教育を行う短期大学の支援

→短期大学の特色を生かした高等教育の「ファーストステージ」としてのモデルとなる機能を構築する取組を支援

↓
地方の創生
女性の活躍
高等教育の機会均等の確保

高等専門学校教育の充実について

—ものづくり技術力の継承・発展とイノベーションの創出を目指して—
中央教育審議会答申(平成20年12月)の概要

1. 高等専門学校教育の現状と社会経済環境の変化

- 高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫の本科とそれに続く2年間の専攻科での実践的専門教育により、実践的・創造的な技術者を養成
- 卒業生の高い就職率・求人倍率に見られるように、社会から高く評価
- 社会経済環境の変化: 高等教育のユニバーサル化, 技術の高度化, 15歳人口の減少, 理科への関心の薄れ, 進学率の上昇, 地域連携強化の必要性の高まり, 行財政改革の進展

2. 高等専門学校教育の充実の方向性

【基本的考え方】

- それぞれの高等専門学校が自主的・自律的改革に不断に取り組み、社会経済環境の変化に積極的に対応
- 中堅技術者の養成から、幅広い場で活躍する多様な実践的・創造的技術者の養成へ
- 多様な高等教育機関のうちの一つとして本科・専攻科の位置付けを明確に
- 産業界や地域社会との連携を強化し、ものづくり技術力の継承・発展を担いイノベーション創出に貢献する技術者等の輩出へ

【具体的方策】

①教育内容・方法等の充実

- ・地域の産業界等との幅広い連携の促進, 「共同教育」の充実
- ・一般教育の充実
- ・技術科学大学との連携の強化
- ・自学自習による教育効果も考慮した単位計算方法の活用
- ・退職技術者を含む企業人材等の活用

②入学者の確保及び多様な学生への支援

③大学への編入学者増加への対応

④教育基盤の強化

- ・教員等の確保, FDの実施等, 施設・設備の更新・高度化, 事務部門強化, 財政支援の充実

⑤教育研究組織の充実

- ・科学技術の高度化等に対応した学科の在り方の見直し
- ・工業・商船以外の新分野への展開
- ・地域のニーズを踏まえた専攻科の整備・充実等
- ・地域と連携しつつ国立高等専門学校の再編・整備について検討

⑥高等専門学校の新たな展開

- ・公立の専門高校や大学校等を基に新たな公立高等専門学校を設置する可能性を含め, 潜在的需要を発掘し, 需要がある場合には支援方策等について検討

⑦社会との関わりの強化

- ・留学生受入れ, 教員の海外派遣, 海外技術協力など国際的な展開の推進
- ・広報活動強化による認知度向上, 共同研究の推進, 公開講座等の展開

専修学校教育の振興方策等に関する調査研究報告
～多様な学習機会の充実と教育の質向上等に向けて～
専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議[概要](抜粋) 平成23年3月

基本的な考え方

- ① 職業教育の中核的機関として、多様な学習者のニーズや社会の様々な要請に的確に応える学習機会を提供するとともに、その教育の質を向上させることにより、専修学校教育に対する社会の信頼を高めていく。
- ② ①と併せ、専修学校教育に対する理解増進のための積極的な措置を講じることを通じ、より多くの人々の専修学校教育へのアクセスを促していく。

専修学校教育の振興に向けた今後の方向性と対応方策

社会の幅広いニーズに応える多様な学習機会の提供等

① 多様な学習者のニーズに応じた学習機会の提供

視点1 社会人等の多様なライフスタイルに即した専門学校等の学習機会の充実を図る。

視点2 実践的な職業教育等を通じて、後期中等教育におけるもう一つの選択肢を提供し、多様な若者の自立を支える高等専修学校の機能の強化を図る。

② 産業界・社会の要請への対応

視点3 経済社会のグローバル化や、知識・技術の高度化、雇用の流動化に対応した人材育成等を推進する。

視点4 地域における人材育成のためのネットワークを構築し、専修学校が積極的な貢献を果たす。

教育の質向上等に向けた取組の推進

① 専修学校教育の質向上に向けた組織体制の整備と評価・情報公開への取組

視点5 教育の質向上に向けた研究・研修等の活動を活性化するよう、学校間の連携・教員間の情報交流のための組織体制を整備する。

視点6 より自由度の高い学校種としての特性も考慮しつつ、専修学校のガバナンス改善等に向けた評価と情報公開の取組を促進する。

② 専修学校教育に対する理解の増進

視点7 専修学校制度・教育に対する理解を増進し、若者等の進路選択におけるミスマッチの解消を目指す。